

第3章 事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況

事業実施区域及びその周辺の概況について、春日市及び大野城市を対象に既存の資料から把握した結果は、以下に示すとおりである。

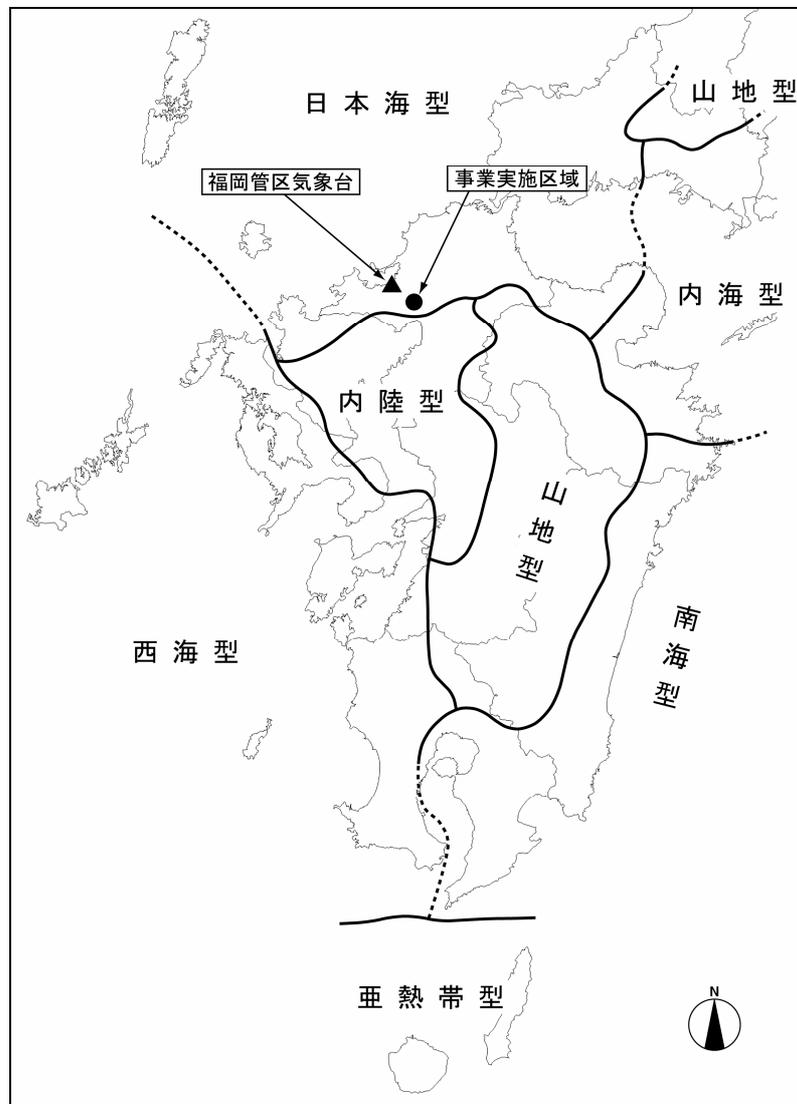
3 - 1 . 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

気象の状況

事業実施区域は、図3 -1 に示すように福岡県、佐賀県北部が含まれる日本海型気候区に属しており、冬季に曇りや雨の天気が多い。

事業実施区域周辺における気象庁所管の気象観測地点は、北西約 11km に福岡管区気象台がある。福岡管区気象台の気象の概況は表3 -1、風配図は図3 -2 に示すとおりである。



出典：「九州の気候」(1964年、福岡管区気象台)

図3 -1 九州の気候区分

表3-1 気象の概況（福岡管区気象観測台の平年値）

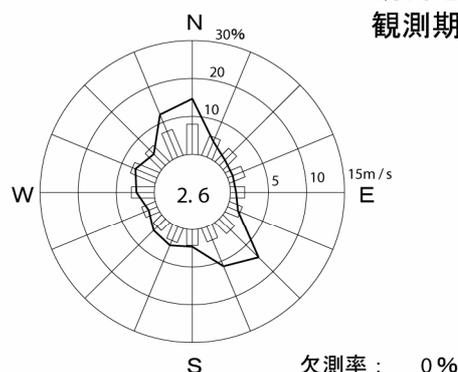
項目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温(℃)	平均	6.4	6.9	9.9	14.8	19.1	22.6	26.9	27.6	23.9	18.7	13.4	8.7	16.6
	日最高	9.8	10.5	14.0	19.2	23.5	26.5	30.7	31.6	27.8	23.0	17.6	12.5	20.5
	日最低	3.2	3.5	6.1	10.7	15.0	19.4	24.0	24.5	20.6	14.7	9.6	5.2	13.0
相対湿度(%)		64	64	66	67	69	76	75	74	74	69	67	65	69
風速(m/s)		3.1	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7	2.8	2.9	2.8	2.7	2.7	2.9	2.9
最多風向		SE	SE	N	N	N	N	SE	N	N	SE	SE	SE	SE
日照時間(時)		99.9	114.3	149.7	177.2	195.0	147.6	182.7	199.3	157.8	174.9	133.2	116.9	1848.5
降水量(mm)		72.1	71.2	108.7	125.2	138.9	272.1	266.4	187.6	175.0	80.9	80.5	53.8	1632.3

注：統計期間は1971～2000年の30年間、ただし風速のみ1975～2000年である。

出典：「地上気象観測再統計値 気象観測統計指針（2005）による」（平成17年、（財）気象業務支援センター）

観測地点：福岡管区気象台

観測期間：平成19年1月～12月



- (注) 1. 風配図の実線は風向出現頻度(%), 棒線は平均風速(m/s)を示す。
2. 風配図の円内の数字は、静穏率(風速0.4m/s以下, %)を示す。

図3-2 福岡管区気象台の風配図

大気質の状況

事業実施区域周辺における大気質の測定地点は図3-3及び図3-4に示すとおりである。

一般環境大気測定局は、事業実施区域の東側約4kmに福岡県の太宰府局があり、北北西約7kmに福岡市南局がある。

また、ダイオキシン類の測定は大野城市の5地点及び福岡市南局の計6地点で、有害大気汚染物質の測定は福岡市南局の1地点で行われている。



凡例



事業実施区域



一般環境大気測定局



図3-3 事業実施区域周辺の一般環境大気測定局の位置



凡 例



事業実施区域



一般環境大気中ダイオキシン類測定地点



有害大気汚染物質測定地点（[6]と同じ地点）



0 1000 2000m



図 3 -4 事業実施区域周辺の大気汚染物質測定地点の位置図

(ア)二酸化硫黄 (SO₂)

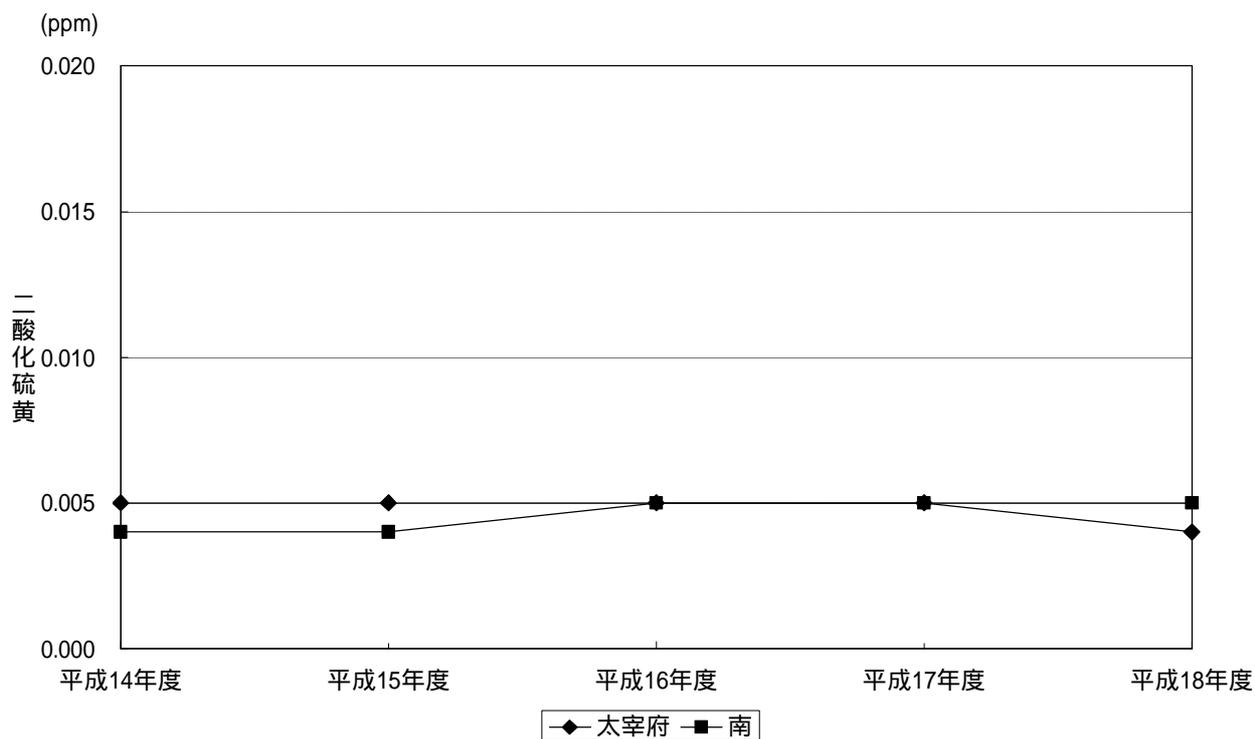
二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.008~0.009ppmとなっており、環境基準の長期的評価に適合している。また、経年変化はほぼ横ばいで推移している。

表3-2 二酸化硫黄の測定結果(平成18年度)

地点番号	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(日)	有×無	(日)
1	太宰府	355	8515	0.004	0.028	0.008	0	0		0
2	南	365	8717	0.005	0.025	0.009	0	0		0

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

出典：「平成19年度版 日本の大気汚染状況」(平成20年、環境省 水・大気環境局)



出典：「平成19年度版 日本の大気汚染状況」(平成20年、環境省 水・大気環境局)

図3-5 二酸化硫黄の年平均値の経年変化(平成14年度～平成18年度)

(イ)二酸化窒素 (NO₂)

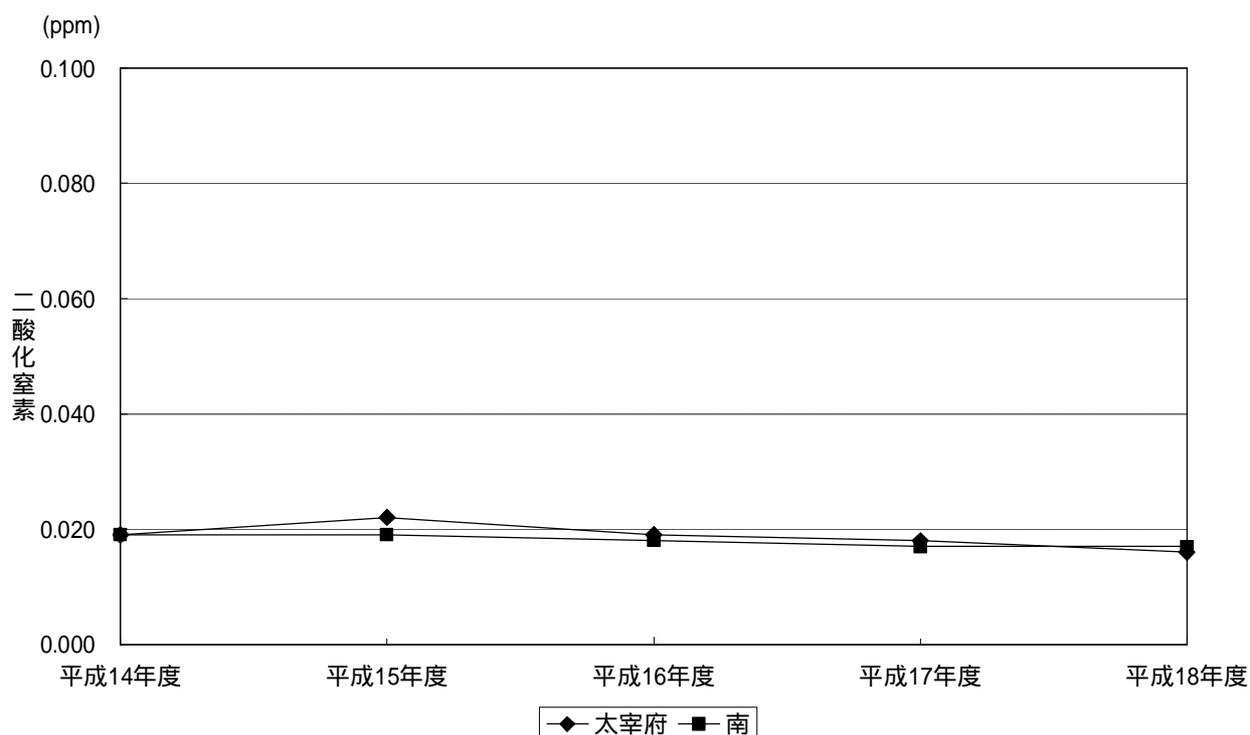
二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.029~0.030ppm となっており、環境基準の長期的評価に適合している。また、経年変化はほぼ横ばいで推移している。

表 3 -3 二酸化窒素の測定結果 (平成 18 年度)

地点番号	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	日平均値が0.04ppmを超えた日数	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(日)
1	太宰府	362	8690	0.016	0.061	0.029	0	0
2	南	362	8608	0.017	0.066	0.030	0	0

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

出典：「平成 19 年度版 日本の大気汚染状況」(平成 20 年、環境省 水・大気環境局)



出典：「平成 19 年度版 日本の大気汚染状況」(平成 20 年、環境省 水・大気環境局)

図 3 -6 二酸化窒素の年平均値の経年変化 (平成 14 年度 ~ 平成 18 年度)

(ウ)浮遊粒子状物質 (SPM)

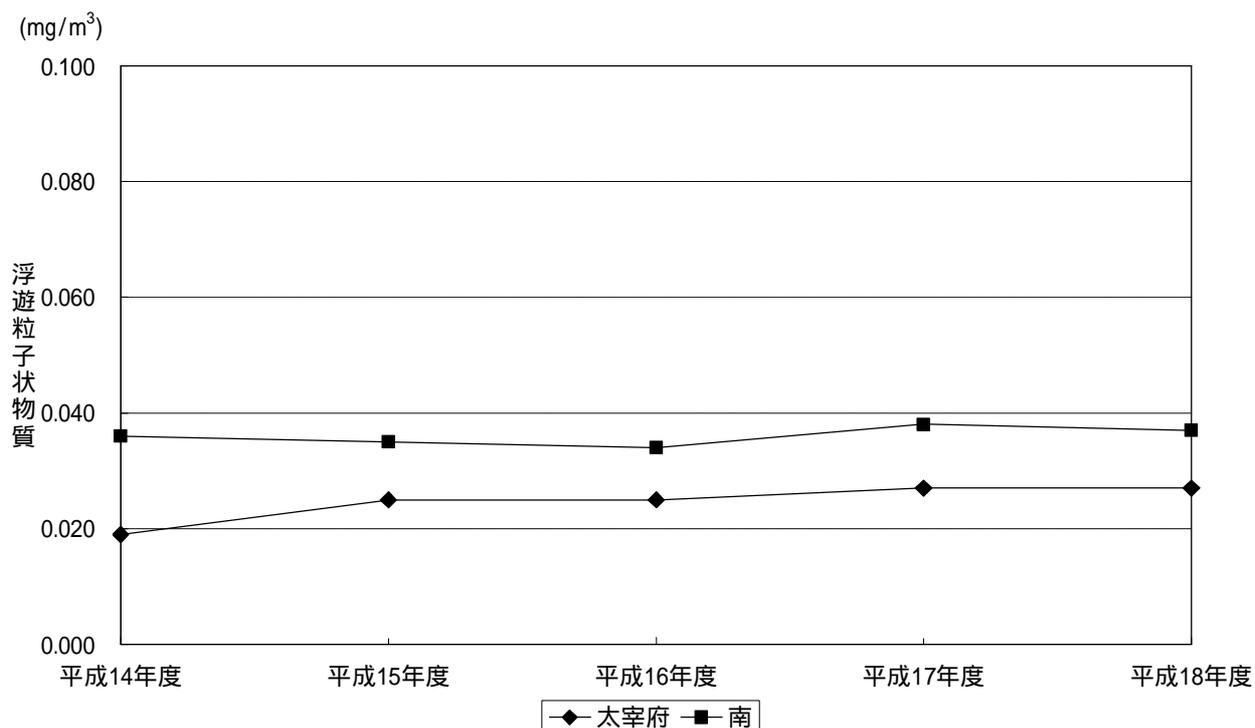
浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.057～0.076mg/m³となっており、環境基準の長期的評価に適合している。また、経年変化はほぼ横ばいで推移している。

表3-4 浮遊粒子状物質の測定結果(平成18年度)

地点番号	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数
		(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(日)	有×無	(日)
1	太宰府	365	8707	0.027	0.163	0.057	0	0		0
2	南	360	8666	0.037	0.191	0.076	0	0		0

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「平成19年度版 日本の大気汚染状況」(平成20年、環境省 水・大気環境局)



出典：「平成19年度版 日本の大気汚染状況」(平成20年、環境省 水・大気環境局)

図3-7 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化(平成14年度～平成18年度)

(I)光化学オキシダント(Ox)

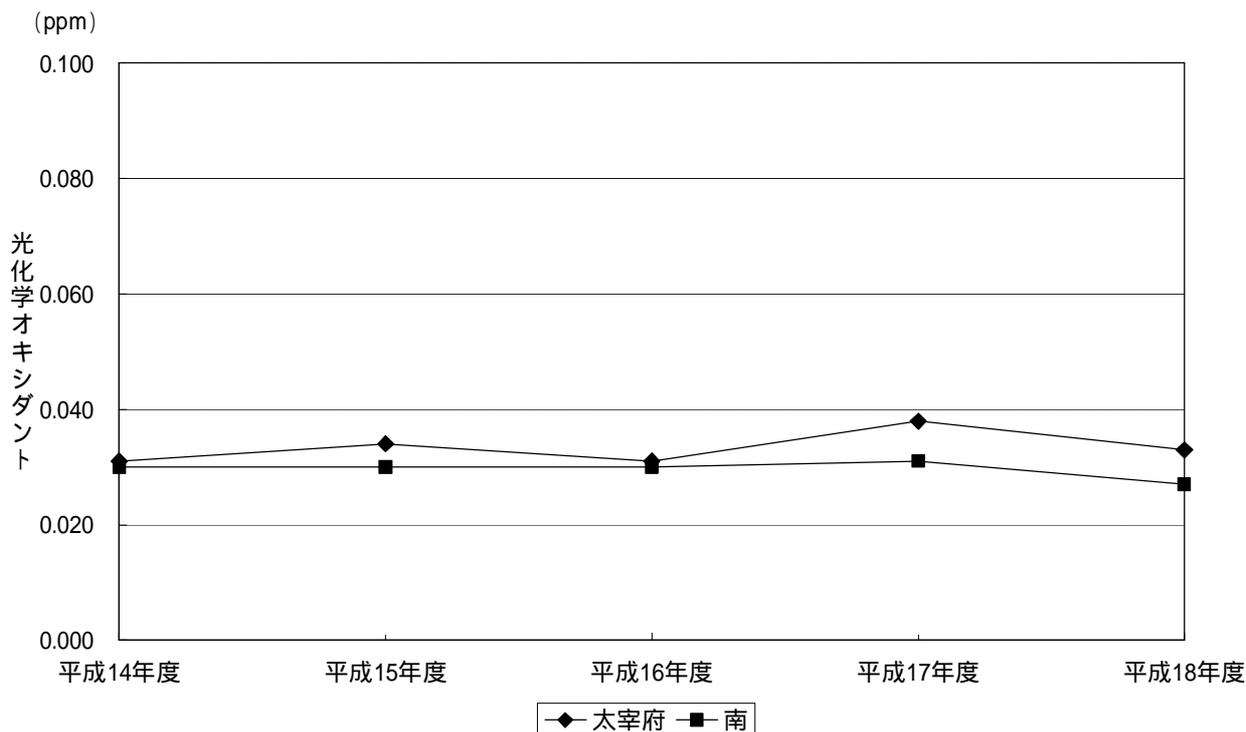
光化学オキシダントの昼間の1時間値が環境基準値0.06ppmを超えた日数と時間数は46～119日及び162～630時間である。また、経年変化はほぼ横ばいで推移している。

表3-5 光化学オキシダントの測定結果(平成18年度)

地点番号	測定局名	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間数 (時間)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)
					(日)	(時間)	(日)	(時間)		
1	太宰府	362	5376	0.033	119	630	1	1	0.127	0.054
2	南	365	5451	0.027	46	162	0	0	0.095	0.042

【環境基準】1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「平成19年度版 日本の大気汚染状況」(平成20年、環境省 水・大気環境局)



出典：「平成19年度版 日本の大気汚染状況」(平成20年、環境省 水・大気環境局)

図3-8 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化
(平成14年度～平成18年度)

(オ)ダイオキシン類

一般環境大気中のダイオキシン類は大野城市の5地点で冬季1日(24時間)、福岡市南局で4季各7日間の測定が行われている。

測定結果によると、ダイオキシン類の年平均値は0.017~0.028 pg-TEQ/m³となっており、環境基準0.6 pg-TEQ/m³に適合している。

表3-6 ダイオキシン類の測定結果(平成18年度)

地点番号	調査地点		調査時期	調査結果 (単位: pg-TEQ/m ³)
1	大野城市	仲畑	平成19年1月に1日(24時間)	0.028
2		山田		0.017
3		乙金台		0.020
4		東大利		0.024
5		南ヶ丘		0.020
6	福岡市南区		平成18年度4季、各7日間	0.027

【環境基準】 年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

注: 地点番号は、図3-4のダイオキシン類測定地点の番号に対応している。

出典: 「平成19年版 公害関係測定結果」(平成20年3月、福岡県)

(カ)有害大気汚染物質

福岡市南局では有害大気汚染物質が測定されており、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの1年平均値は表3-7に示すとおりであり、いずれも環境基準に適合している。

表3-7 福岡市南局におけるベンゼン等の測定結果(平成18年度)

単位: mg/m³

物質名	測定値範囲	1年平均値	環境基準
ベンゼン	0.0011 ~ 0.0026	0.0016	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	0.000031 ~ 0.00017	0.000076	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.000066 ~ 0.00028	0.00014	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	0.00072 ~ 0.0022	0.0012	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注: 測定地点は図3-4の有害大気汚染物質の測定地点である。

出典: 「平成19年版 公害関係測定結果」(平成20年3月、福岡県)

騒音・振動の状況

(ア) 道路交通騒音・振動

事業実施区域周辺における道路交通騒音は図3-9に示す4地点で測定されており、全地点で環境基準を達成している。

また、事業実施区域周辺において、道路交通振動は測定されていない。

表3-8 道路交通騒音の測定結果（平成18年度）

地点番号	道路名称	測定場所	測定期間 (年.月.日)	等価騒音レベル (デシベル)		環境基準 達成状況
				昼間	夜間	
1	主要地方道 福岡筑紫野線	春日市 若葉台東1丁目	18.11.7～18.11.8	69	64	
2	主要地方道 福岡早良大野城線	春日市 昇町1丁目	18.11.7～18.11.8	69	63	
3	県道那珂川 大野城線	春日市 大字上白水	18.11.7～18.11.8	69	64	
4	県道板付 牛頸筑紫野線	大野城市 南ヶ丘2丁目	18.9.26～18.9.27	67	62	

【環境基準】昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下（幹線交通を担う道路に近接する空間）

注：1. 地点番号は、図3-9の道路交通騒音測定地点の番号に対応している。

2. 昼間は6時～22時、夜間は22時～翌日6時を示す。

出典：「平成19年版 公害関係測定結果」（平成20年3月、福岡県）

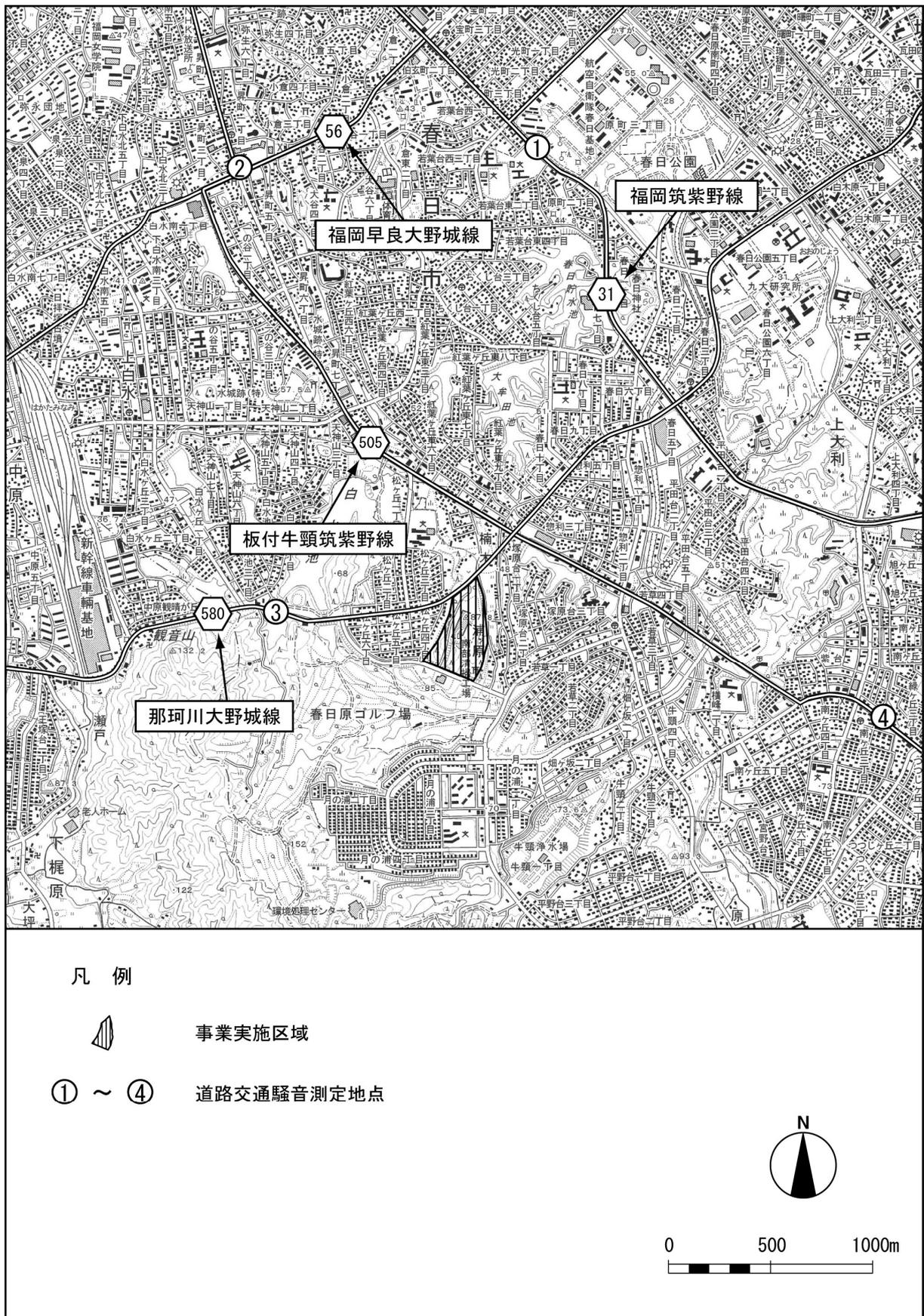


図3-9 事業実施区域周辺の道路交通騒音測定地点

(イ) 航空機騒音

事業実施区域周辺における航空機騒音は図3-10に示す7地点で測定されており、地域類型の3地点のうち、2地点で環境基準を達成していない。また、地域類型の4地点は全て環境基準を達成している。

表3-9 航空機騒音の測定結果(平成18年度)

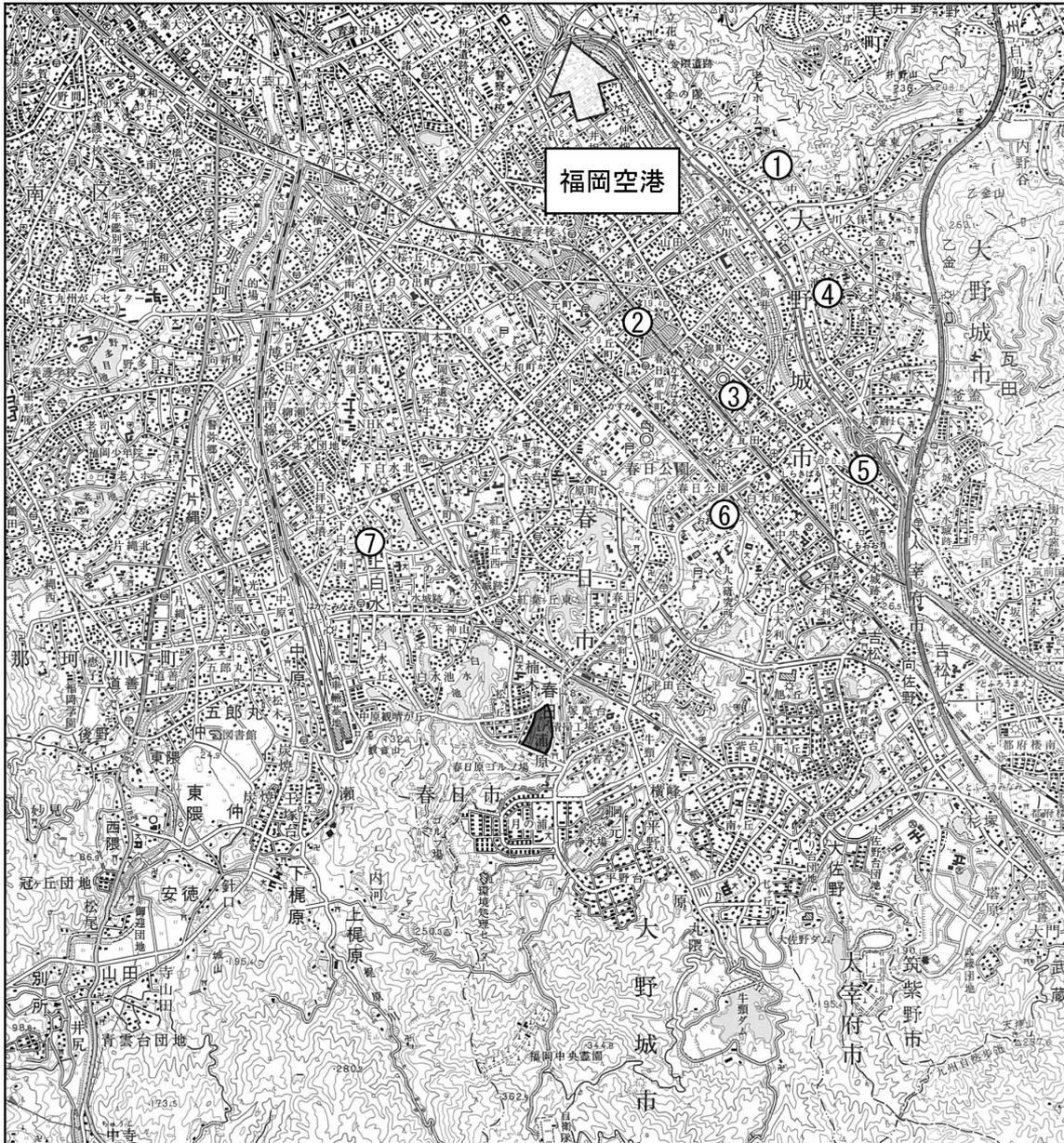
地点番号	測定場所	地域類型	測定期間 (年.月.日)	測定値 (WECPNL)	環境基準 達成状況
1	大野城市中1丁目20-1		19.2.2 ~ 19.2.8	72 (75)	
2	大野城市栄町1丁目1-11			73 (75)	
3	大野城市曙町2丁目4-24			73 (75)	
4	大野城市大池2丁目2-1			72 (70)	×
5	大野城市東大利4丁目8-1		19.2.3 ~ 19.2.9	71 (75)	
6	春日市春日公園5丁目17		19.2.2 ~ 19.2.8	72 (70)	×
7	春日市下白水南4丁目134		19.3.7 ~ 19.3.13	69 (70)	

注：1. 地点番号は、図3-10の航空機騒音測定地点の番号に対応している。

2. 測定値の括弧内は環境基準値を示す。

出典：「平成19年版 公害関係測定結果」(平成20年3月、福岡県)

「平成19年版 環境報告書」(平成19年12月、春日市)



凡例



事業実施区域



航空機騒音測定地点



矢印方向に福岡空港が位置することを示す。

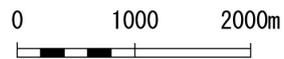


図3-10 事業実施区域周辺の航空機騒音測定地点

悪臭の状況

春日市、大野城市は「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づいた規制地域となっている。

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

水象の状況

(ア)河川

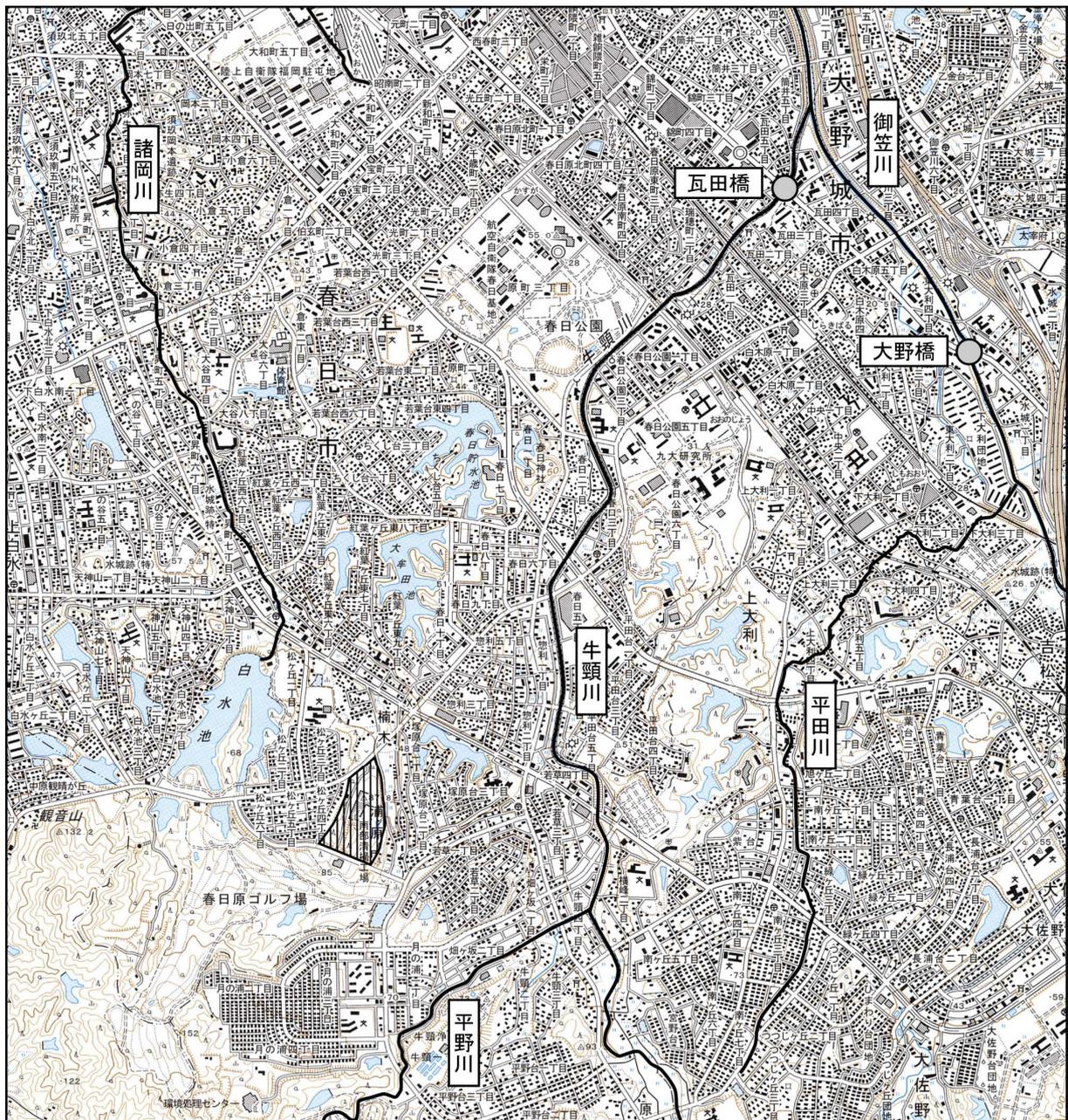
事業実施区域周辺の主な河川は図 3 -1 1、河川の概況は表 3 -1 0 に示すとおりである。

事業実施区域の東には牛頸川が流れており、御笠川へと流れ込んでいる。また、事業実施区域の北西に位置する白水池からは諸岡川が北北西に向かって流れている。

表 3 -1 0 御笠川水系の河川の概況

水系名	河川名	区分	流域面積 (km ²)	流路延長 (km)
御笠川	御笠川	本川	94.0	23.72
	諸岡川	1 次支川	11.7	4.11
	牛頸川	1 次支川	15.4	8.20
	大佐野川	1 次支川	4.9	4.51
	鷲田川	1 次支川	14.5	2.06
	高尾川	2 次支川	3.9	1.48
	太宰府原川	1 次支川	0.9	0.86
	水瓶川	2 次支川	0.4	0.18
	上牟田川	1 次支川	3.3	0.68
	御笠川放水路	1 次支川	0.0	1.72
	山の神川	1 次支川	0.4	1.09

出典：「河川現況台帳」(福岡県県土整備部河川課)



凡 例

 事業実施区域

 調査地点

 河 川



0 500 1000m



出典：「平成 19 年版 公害関係測定結果」(平成 20 年 3 月、福岡県)

図 3 -1 1 河川水質測定地点

水質の状況

(ア)河川

事業実施区域周辺における河川の水質の調査地点は図3-1 1、調査結果は表3-1 1及び表3-1 2に示すとおりである。

調査結果によると、代表的な水質指標であるBOD及び人の健康の保護に関する環境基準である健康項目は、瓦田橋及び大野橋の両地点とも環境基準に適合している。しかし、浮遊物質量は大野橋、大腸菌群数は両地点で環境基準に適合していない。また、BOD75%値の経年変化は図3-1 2に示すとおりほぼ横ばいである。

ダイオキシン類は瓦田橋で測定されており、測定値は0.074pg-TEQ/Lと環境基準1 pg-TEQ/Lに適合している。

表3-1 1(1) 河川の水質調査結果(生活環境項目:平成18年度)

水域名	地点名	類型	水素イオン濃度 pH	溶存酸素量 DO (mg/L)	生物化学的 酸素要求量 BOD(mg/L)	浮遊物質量 SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
牛頸川	瓦田橋	B	7.0~7.7	7.8~11	1.3	<1~18	11,000
御笠川	大野橋	B	7.2~8.2	8.1~12	1.3	3~100	46,000
環境基準		B	6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	25以下	1,000以下

注:1. BODは75%値で表し、「<」は定量限界値未満であることを示す。

2. ■は、環境基準に適合していない項目であることを示す。

出典:「平成19年版 公害関係測定結果」(平成20年3月、福岡県)

表3 -1 1 (2) 河川の水質調査結果 (健康項目:平成18年度)

項目	地点等	牛頸川 (瓦田橋)			御笠川 (大野橋)		
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
カドミウム		0/1	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001
全シアン		0/1	ND	ND	0/1	ND	ND
鉛		0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005
六価クロム		0/1	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02
砒素		0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005
総水銀		0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀		0/1	ND	ND	0/1	ND	ND
P C B		0/1	ND	ND	-	-	-
ジクロロメタン		0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002
四塩化炭素		0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		0/1	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロパン		0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002
チウラム		0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006
シマジン		0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002
ベンゼン		0/1	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001
セレン		0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0/1	0.44	0.44	0/1	0.30	0.30
ふっ素		0/1	<0.08	<0.08	0/1	0.15	0.15
ほう素		0/1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1

注:1. 最大値と平均値の単位は、mg/Lである。

2. 「ND」は未検出、「<」は定量限界値未満、「-」は測定されていないことを示す。

3. m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数を示す。

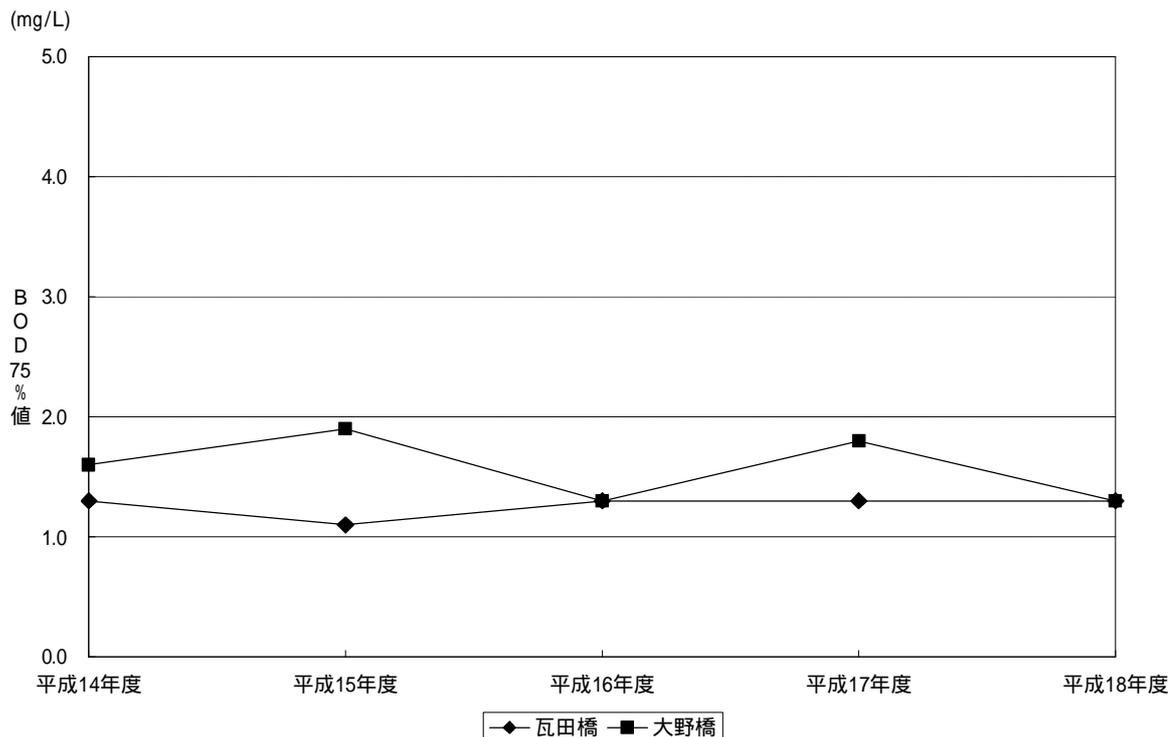
出典:「平成19年版 公害関係測定結果」(平成20年3月、福岡県)

表 3 -1 1 (3) 河川の水質調査結果 (全窒素及び全燐 : 平成 18 年度)

水域名・地点名		全窒素 (mg/L)			全 燐 (mg/L)		
		最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
牛頸川	瓦田橋	0.98～1.6	0/2	1.3	0.049～0.071	0/2	0.060
御笠川	大野橋	1.0～2.2	0/12	1.6	0.081～0.17	0/12	0.13

注：m:環境基準に適合しない検体数、n:総検体数を示す。

出典：「平成 19 年版 公害関係測定結果」(平成 20 年 3 月、福岡県)



出典：「環境GIS」(平成 20 年、国立環境研究所ホームページ)

図 3 -1 2 河川の BOD(75%値)の経年変化

表 3 -1 2 河川のダイオキシン調査結果 (平成 18 年度)

水域名・地点名		項目	検体採取日	測定値	環境基準
				pg-TEQ/L	
牛頸川	瓦田橋		平成18年11月15日	0.074	1以下

出典：「平成 19 年版 公害関係測定結果」(平成 20 年 3 月、福岡県)

水底の底質の状況

水底の底質は河川のダイオキシン類が瓦田橋で測定されており、測定値は0.68pg-TEQ/gと環境基準150 pg-TEQ/gに適合している。

表3-13 河川の底質中のダイオキシン調査結果（平成18年度）

水域名・地点名		項目	検体採取日	測定値	環境基準
				pg-TEQ/g	
牛頸川	瓦田橋		平成18年11月15日	0.68	150以下

出典：「平成19年版 公害関係測定結果」（平成20年3月、福岡県）

地下水の水質の状況

井戸水の水質検査は、「平成19年版 環境報告書（平成19年12月、春日市）」によると、春日市の13箇所の井戸で実施されており、2箇所の井戸で地下水の水質基準に不適合である。項目では、一般細菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、鉄、色度、濁度の5項目が適合していない。

(3) 土壌及び地盤の状況

土壌の状況

(ア) 土壌分類の状況

事業実施区域周辺の土壌の状況は図3-13に示すとおりであり、事業実施区域の土壌は乾燥褐色森林土壌に分類されている。乾燥褐色森林土壌は、主に山頂部位や稜線部に出現する残積型の乾燥土壌である。また、周囲には細粒グライ土壌なども見られる。

(イ) 土壌汚染の状況

土壌中のダイオキシン類の測定結果は表3-14に示すとおり一般環境と発生源周辺で測定されており、測定値は0.0028～1.2pg-TEQ/gと環境基準1,000pg-TEQ/gに適合している。

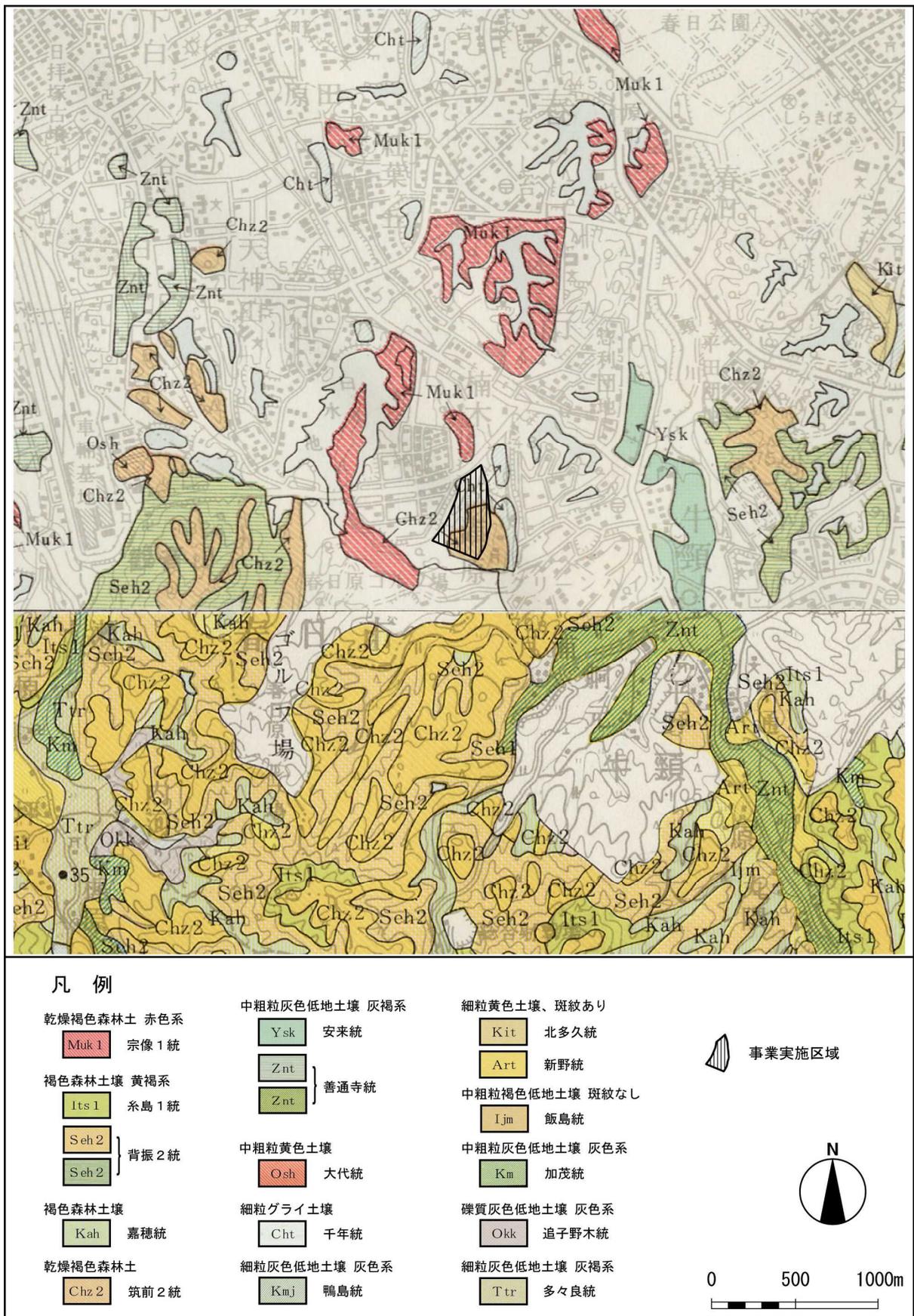
表3-14 土壌中のダイオキシン類の調査結果(平成18年度)

項目 地点名		検体採取日	測定場所	測定値	環境基準
				pg-TEQ/g	
太宰府市	通古賀	平成18年12月5日	一般環境	0.16	1,000以下
	水城	平成19年2月8日		1.2	
福岡南区	大橋	平成18年5月30日		0.0028	
大野城市	乙金東	平成18年12月5日	発生源周辺	0.0055	
那珂川町	上梶原	平成18年12月5日		0.0082	

出典：「平成19年版 公害関係測定結果」(平成20年3月、福岡県)

地盤の状況

「平成19年度全国の地盤沈下地域の概況」(平成20年11月、環境省水・大気環境局)によると、事業実施区域及びその周辺で地盤の沈下した地域はない。



出典：「福岡県福岡広域生活圏 土地分類基本調査（福岡・津屋崎・神湊）」（1984年3月、福岡県）
「佐賀県東部開発地域 土地分類基本調査（背振山）」（1978年3月、佐賀県）

図3-13 土壤図

(4) 地形及び地質の状況

地形の状況

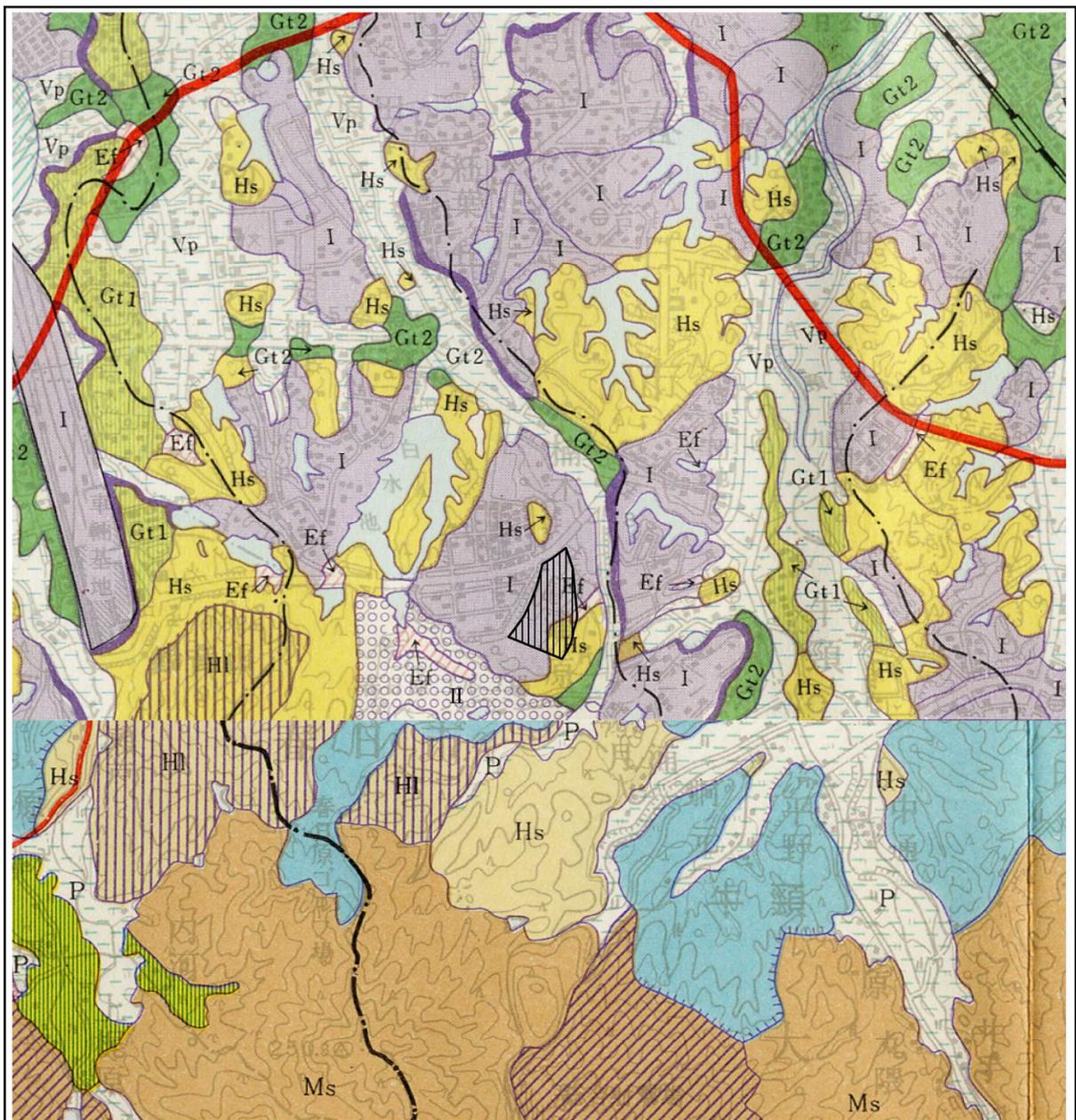
事業実施区域周辺の地形の状況は図3 -1 4 に示すとおりであり、事業実施区域は人工改変地（宅地砕石）に分類されている。また、事業実施区域周辺は丘陵地、台地及び人工改変地に分類される。

地質の状況

事業実施区域周辺の地質の状況は図3 -1 5 に示すとおりであり、事業実施区域及びその周辺は主に黒雲母花崗岩に分類されている。また、周辺には砂・泥・礫に分類されている地域もある。

重要な地形及び地質

「日本の地形レッドデータブック第1集 [新装版]」（2000年、小泉・青木編）によると、春日市及び大野城市には保存すべき地形はない。

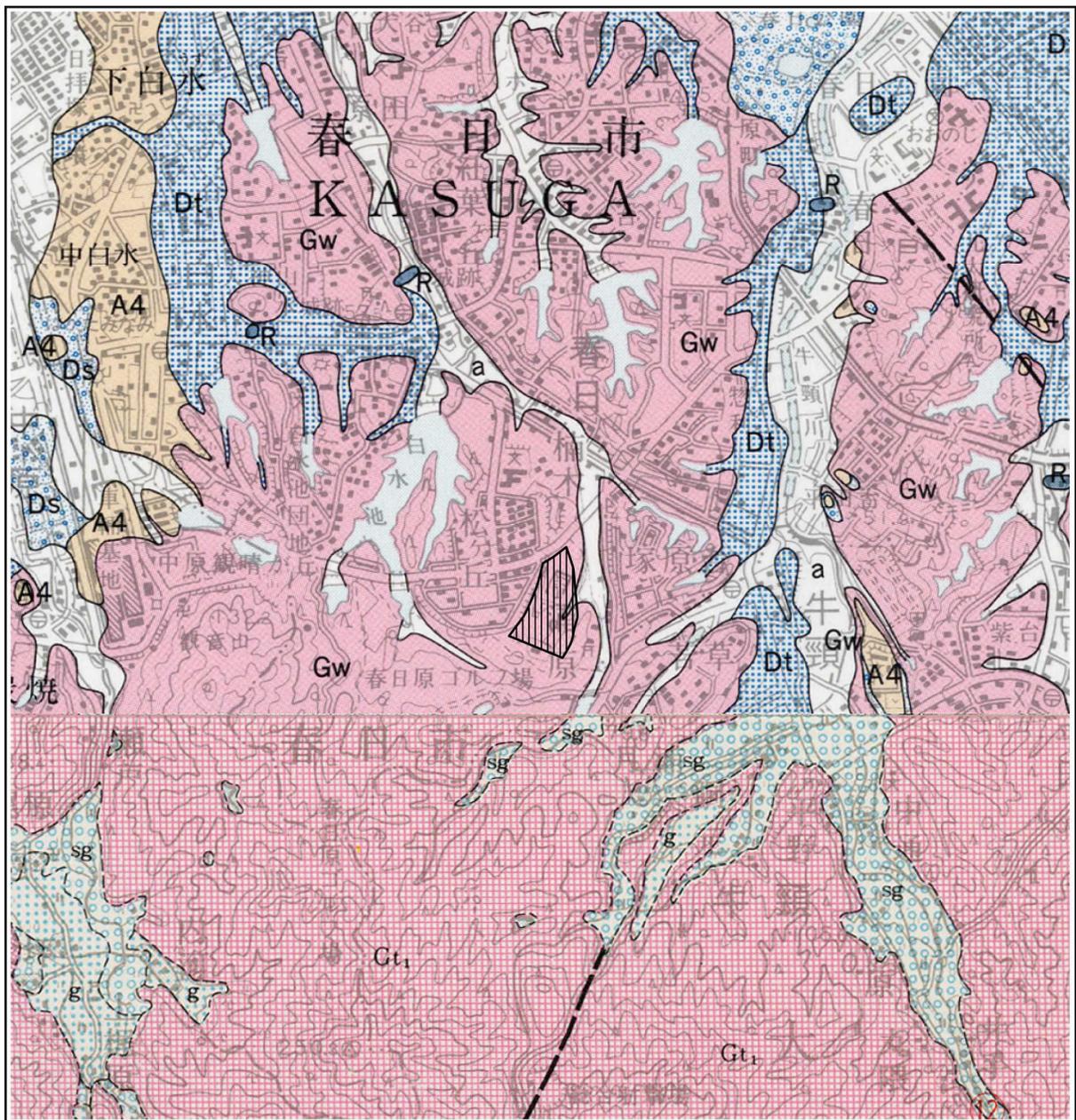


凡例

<p>山地</p> <p>Mm 中起伏山地 (起伏量 400m ~ 200m)</p> <p>Ms 小起伏山地 (起伏量 200m 以下)</p> <p>台地</p> <p>Gt1 砂礫台地 I (中~高位段丘)</p> <p>Gt2 砂礫台地 II (低位段丘)</p>	<p>丘陵地</p> <p>Hl 丘陵地 I (起伏量 200m ~ 100m)</p> <p>Hs 丘陵地 II (起伏量 100m 以下)</p> <p>低地</p> <p>Ef 土石流堆積面</p> <p>Vp } 谷底平野</p> <p>P } 平野 (扇状地)</p>	<p>その他</p> <p>地形改変地</p> <p>池、河川</p> <p>I 人工改変地 (宅地碎石)</p> <p>II 人工改変地 (ゴルフ場、緑地)</p> <p>人工盛土</p> <p>崖面</p>	<p>事業実施区域</p> <p>N</p> <p>0 500 1000m</p>
--	---	--	---

出典：「福岡県福岡広域生活圏 土地分類基本調査（福岡・津屋崎・神湊）」（1984年3月、福岡県）
 「佐賀県東部開発地域 土地分類基本調査（背振山）」（1978年3月、佐賀県）

図3-14 地形分類図



凡例

未固結堆積物

- a 粘土・シルト及び砂
- Dt 礫及び砂（シルトを伴う）
- A4 非溶結の軽石質火山灰（輝石角閃石デイサイト）
- Ds 礫・砂及び粘土
- sg 砂礫（沖積世）

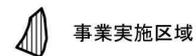
- g 砂礫（洪積世）

深成岩類

- Gw 中 - 粗粒黒雲母花崗岩
- Gt1 両雲母花崗岩 I

人工改変地

- R 古代の盛土（水城及び恰土城土塁等）



出典：「福岡地域の地質」（1994年3月、地質調査所）

「佐賀県東部開発地域 土地分類基本調査（背振山）」（1978年3月、佐賀県）

図3-15 表層地質図

(5) 動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況

動物

(ア) 動物の生息の状況

「春日市自然環境マップ等作成業務報告書」(平成16年3月、春日市、以下「春日市自然環境調査」という)、「大野城市自然環境調査報告書」(平成9年9月、大野城市、以下「大野城市自然環境調査」という)によると、動物の生息状況は表3-15のとおりである。

(イ) 重要な種及び注目すべき生息地

「春日市自然環境調査」によると、生息の確認された動物種のうち、レッドデータブック等の指定種として注目すべき動物種(貴重な動物)としては、鳥類のミサゴ、カササギ、昆虫類のベニイトトンボ、魚類のメダカの4種があげられる。

これらの種のレッドデータブック等での指定状況、国内分布は表3-16のとおりである。

生息の確認された4種の貴重な動物のうち、ミサゴとカササギは主分布域ではないことから、ある季節の短時間の滞在か、あるいは通過中の固体が確認されたと考えられる。ベニイトトンボは大牟田池と社池で、メダカは春日公園の貯水池の周りの小水路で確認され、これらの地域が主要な生息域となっていると考えられる。

表 3 -1 5 動物種の確認状況

種 類	春日市	大野城市
哺乳類	アブラコウモリ、ノウサギの 2 種	イノシシ、テン、ニホンイタチ、ニホンノウサギ、アカネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、アブラコウモリ、ハツカネズミ、タヌキ、チョウセンイタチの 11 種を確認
鳥 類	マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、ミサゴ、トビ、オオバン、コチドリ、カワセミ、コゲラ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ムクドリ、カササギなど 13 目 26 科 50 種	マガモ、カルガモ、コガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、バン、タシギ、ヤマセミ、カワセミ、ムクドリ、カササギなど 29 科 70 種を確認
爬虫類	アカミミガメ、カナヘビ、シマヘビの 2 目 3 科 3 種	クサガメ、アカミミガメ、ヤモリ、トカゲ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシの 9 種を確認
両生類	アマガエル、ヌマガエル、ウシガエルの 1 目 2 科 3 種	イモリ、ニホンヒキガエル、アマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ヌマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエルの 11 種を確認
昆虫類	12 目 61 科 145 種	クロスジギンヤンマ、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ゲンジボタル、ミンミンゼミ、ハルゼミ、ムラサキツバメ、アカゼミ、クロシジミ、クモガタヒョウモン、ジャノメチョウ、オオツバメエダシャク、ヤクシマドクガなど多数を確認
魚 類	タカハヤ、オイカワ、カマツカ、コイ、ギンブナ、ヤマトシマドジョウ、ナマズ、メダカ、オオクチバス、ブルーギル、ドンコ、ヨシノボリ、トウショウノボリ、カワヨシノボリ 4 目 6 科 14 種	タカハヤ、ドンコ、オイカワ、ギンブナ、カワムツ、オオクチバス、ブルーギル、コイ、ヨシノボリ、ムギツク、ナマズ、モツゴ、ゲンゴロブナ、カマツカ、ドジョウの 15 種類を確認

出典：「春日市自然環境マップ等作成業務報告書」(平成 16 年 3 月、春日市)
 「大野城市自然環境調査報告書」(平成 9 年 9 月、大野城市)

表 3 -1 6 動物の重要な種とそのカテゴリー

分類	種	環境省ランク	福岡県カテゴリー	備 考
鳥 類	ミサゴ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	全国
	カササギ	-	保全対策依存種	北部九州域のみ
昆虫類	ベニイトトンボ	絶滅危惧 類	-	宮城県以南～九州
魚 類	メダカ	絶滅危惧 類	準絶滅危惧 (NT)	本州以南～琉球列島

注：1. 環境省ランクは、レッドデータブックカテゴリー（環境省、1997）による。
 2. 福岡県カテゴリーは、「福岡県の希少野生生物、福岡レッドデータブック 2001」(平成 13 年 3 月、福岡県)による。

出典：「春日市自然環境マップ等作成業務報告書」(平成 16 年 3 月、春日市)

植物

(ア) 植物の生育の状況

「春日市自然環境調査」(平成16年3月、春日市)によると、春日市内は、地形的には市内の96%が標高100m未満の丘陵地で構成され、気候的には寒暖の差が比較的少なく温暖で、ヤブツバキクラス域(常緑広葉樹林帯)のシイ林が成立する。しかし、都市化による市街地・交通網などの開発が進められた結果、市内にあった多くの水田や自然植生はほとんど姿を消し、住宅地や道路などの無植生域がほとんどの面積を占め、自然性の高い植分は社寺林やため池、市南部の山林に僅かに分布するに過ぎない。植物相は市街化が進んだ地域であることを反映して帰化植物が多く、オランダミミナグサ、セイヨウタンポポ、タチスズメノヒエ、ヒメジョオン、セイトカアワダチソウといった外国産の雑草類がふつうに見られる。自生の木本類は、遺跡や社寺林、ため池周辺、市南部の山林等においてのみまとまって生育しており、スジダイ、コジイ、アラカシ、シリブカガシ、ヒサカキ、ネズミモチ、クロキ、クロバイなど常緑広葉樹が多い。また、河川やため池、水田等においては、スズメノテッポウ、オオオナモミ、ミゾソバ、クサヨシ、ヨシ、ジュズダマ、ヒシ、オニバスといった湿生～水生の植物が特徴的に見られている。なお、春日市では、表3-17に示すとおり123科340属559種の高等植物種が確認されている。

また、「大野城環境基本計画」(平成10年3月、大野城市)によると、大野城市域の約40%が森林であり、市内に純粋な自然植生が残っている箇所は存在しない。しかし、標高約200m以上の険しい山地斜面や稜線部にかけては、これまでに受けた影響の度合いによって生じた人為植生がそのほとんどを占めている。人為的な影響の少ない植生として、市内の各所に点在する社寺林や老齢の二次林の主要樹種であるシイ、タブ、ケヤキ等を含む森林植生が貴重な存在となっている。

事業実施区域周辺の植生は図3-16に示すとおりであり、事業実施区域は緑の多い住宅地に分類され、周囲には造成地や牧草地、水田雑草群落、シイ・カシ萌芽林が見られる。

表3-17 高等植物確認の集計表

項目		科	属	種
シダ植物		14	23	31
種子植物	裸子植物	6	7	8
	被子植物	双子葉類		
		離弁花類	63	150
	合弁花類	25	85	135
単子葉類	15	75	144	
合計		123	340	559

出典：「春日市自然環境マップ等作成業務報告書」(平成16年3月、春日市)

(イ) 重要な種及び重要な群落

「春日市自然環境調査」によると、生育の確認された植物種のうち、レッドデータブック等の指定種として注目すべき植物種(貴重な植物)としては、オニバス、モウセンゴケ、ツクシナルコ、カワジシャの4種があげられる。これらの種のレッドデータブック等での指定状況、開花期は表3-18のとおりである。

貴重な植物のうち、オニバスは社池で数株が残存している。モウセンゴケは、春日貯水池北側の土手で水が滲み出している草地の一部で群生している。ツクシナルコは、社池と白水池、大牟田池の水際でそれぞれ2～数株が確認されている。カワヂシャは、牛頸川の御潮井橋付近において数株が確認されている。

次に、春日市及び大野城市における天然記念物等は表3-19のとおりである。春日神社には、境内に巨樹・巨木林のクスノキが多数存在し、裏の春日の社にはスダジイ林がひろがっていて、林内ではセンリョウが数株確認されている。ナギやオオバヤドリギはそれぞれ該当する神社で多数確認されている。春日小学校のえんじゅは大木である。

大野小学校の校庭に近隣では類をみない古老木のセンダンが生育し、平野神社にはイチシガイ大木を中心に構成された照葉樹林がある。また、平野神社近くの水田にある御笠の森では、クスノキ、エノキの大木を中心とした茂みがある。

表3-18 植物の重要な種とそのカテゴリ

種名(科名)	環境省ランク	福岡県カテゴリ	開花期
オニバス(スイセン)	絶滅危惧 類	絶滅危惧 B類	8~9月
モウセンゴケ(モウセンゴケ)	-	絶滅危惧 類	6~8月
ツクシナルコ(カヤツリグサ)	絶滅危惧 類	絶滅危惧 類	4月
カワヂシャ(ゴマノハグサ)	準絶滅危惧	準絶滅危惧	4~6月

注:1. 環境省ランクは、レッドデータブックカテゴリ(環境省、1997)による。

2. 福岡県カテゴリは、「福岡県の希少野生生物、福岡レッドデータブック2001」(平成13年3月、福岡県)による。

出典:「春日市自然環境マップ等作成業務報告書」(平成16年3月、春日市)

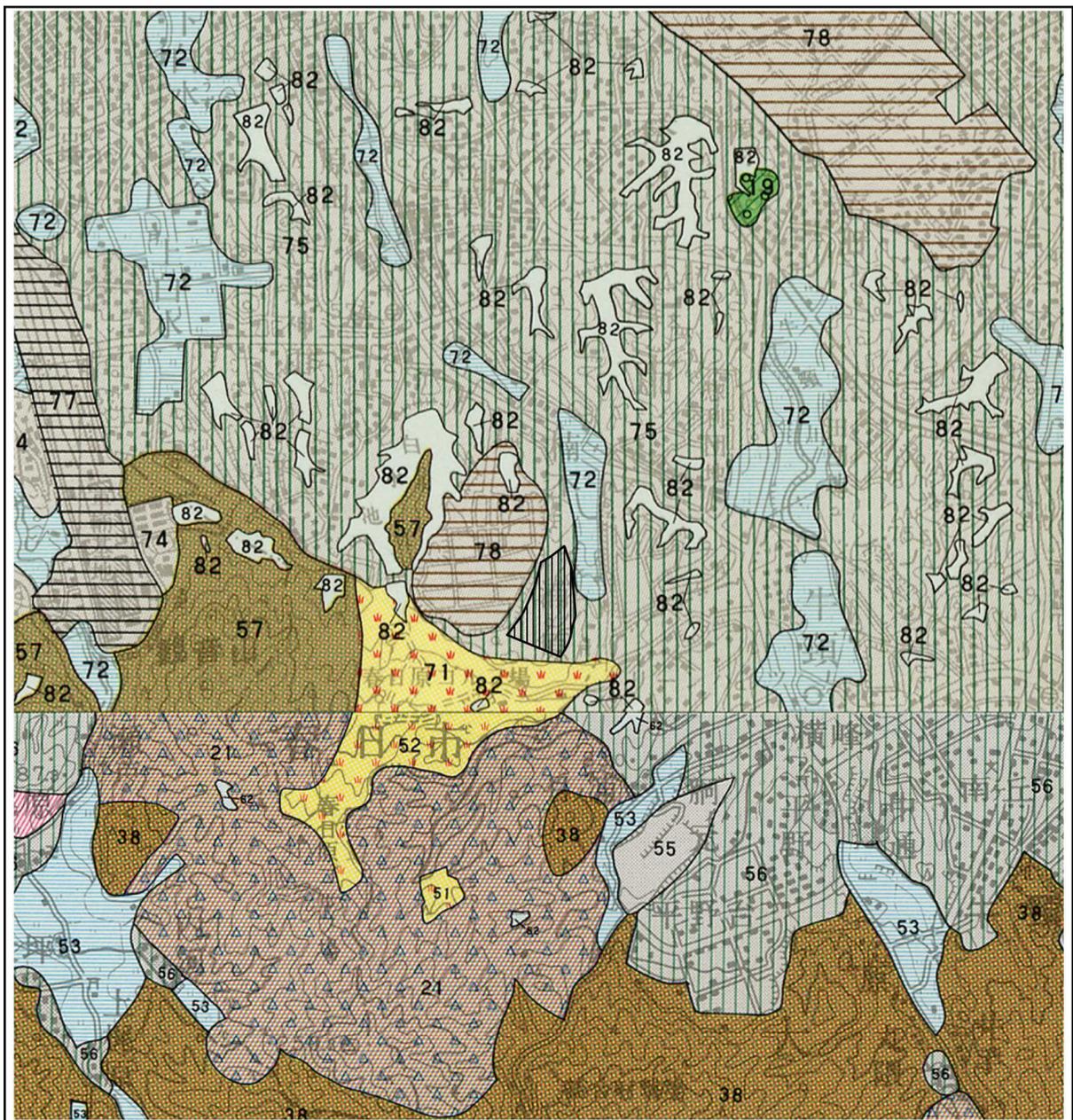
表3-19 天然記念物等の指定一覧

指 定	内 容	場 所	備 考
県指定天然記念物	春日の杜(樟)	春日神社境内	昭和38.1.16指定
	住吉神社のナギの杜	住吉神社境内	昭和38.1.16指定
	春日神社のセンリョウ叢林	春日神社境内	昭和38.5.7指定
春日市指定天然記念物	オオバヤドリギ	熊野神社境内	昭和52.8.11指定
	えんじゅ	春日小学校校庭	昭和52.8.11指定
福岡県事前環境保全地域 特定植物群落(A,E)	春日神社のスダジイ林	春日神社	福岡県事前環境保全地域 環境庁特定植物群落(A,E)
巨樹・巨木林	春日神社のクスノキ	春日神社	
大野城市指定天然記念物	センダン	大野城小学校校庭、近隣では類のない古老木	
	薬師の杜	牛頸の畑の中にある鎮守の森で、エノキ・クスノキ・タブノキ・ヤブニッケイ・クロキ・ヤブツバキなどから構成される。	
	御笠の森	平野神社近くの水田にある鎮守の森で、クスノキ、エノキの大木を中心とした茂み	

出典:「春日市自然環境マップ等作成業務報告書」(平成16年3月、春日市)

「大野城市環境基本計画」(平成10年3月、大野城市)

「わたしたちの文化財」(平成19年3月、大野城市教育委員会)



凡例

ヤブツバキクラス域代償植生

19 ミミズバイースダジイ 群集

21 シイ・カシ萌芽林

植林地、耕作地植生

57 スギ・ヒノキ・サワラ植林

38 スギ・ヒノキ植林

70, 71 牧草地

51, 52 51: 牧草地
52: ゴルフ場

72 } 水田雑草群落

53 }
51 }

その他

74 } 市街地

55 }
52 }

75, 76 } 緑の多い住宅地

56, 57 }
53 }

78, 79, 80 } 造成地

82 } 開放水域

62 }
59 }

事業実施区域



出典：「福岡県現存植生図（福岡、背振山）」（1981年、福岡県）

図3-16 植生図

生態系の状況

事業実施区域の北側～東側にかけては沖積層の谷底平野があり田畑や小河川が、その周辺には緑の多い住宅地が広がっている。事業実施区域南部と北側敷地境界に隣接した一部地域には標高 100m 以下の丘陵地が存在し、ヒノキ人工林、アカマツ林、夏緑広葉樹林が生育する。事業実施区域の西側一帯は住宅団地が存在し、南側のゴルフ場跡地は住宅や商業施設などの開発が予定されている（(仮称)春日フォレストシティ）。

これらの自然環境について類型区分を行った結果を表3 -2 0 に示す。これらの内、地形改変により直接的な影響を受けるのは事業実施区域に限られる。

表3 -2 0 自然環境の類型区分の概要

区分		地域		農耕地 (東側地域)
		丘陵地 (南北方面)	住宅造成地 (西側地域)	
非生物的要素	地形	丘陵地 (100m 以下)	人工改変地(宅地碎石)	谷底平野、小河川
	地質	黒雲母花崗岩(両黒雲母花崗岩含む)		礫・砂・泥 (沖積層)
	土壌	乾性褐色森林土	その他	細粒グライ土壌
生物的要素	植生	アカマツ林 スギ・ヒノキ人工林 夏緑広葉樹林	二次草原	水田雑草群落 小河川
人為的要素	土地利用	針葉樹林、広葉樹林	空地・荒地	普通田畑、 空地・荒地
地形改変の有無		有		
類型区分		丘陵地	住宅地	農耕地

注：地形、地質、土壌、植生、動物、土地利用は、各項目の調査結果や特性図より引用した。



出典：「春日市自然環境マップ等作成業務報告書」(平成 16 年 3 月、春日市)

図3 -1 7 事業実施区域周辺の植生

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

景観の状況

「日本の自然景観 九州版」(平成元年9月、環境庁)によると、自然景観資源として表3-2 1に示す地点が選定されている。また、主要な眺望点としては、表3-2 2に示す3地点が想定される。

事業実施区域周辺における自然景観資源や主要な眺望点の分布状況は、図3-1 8に示すとおりである。

表3-2 1 自然景観資源

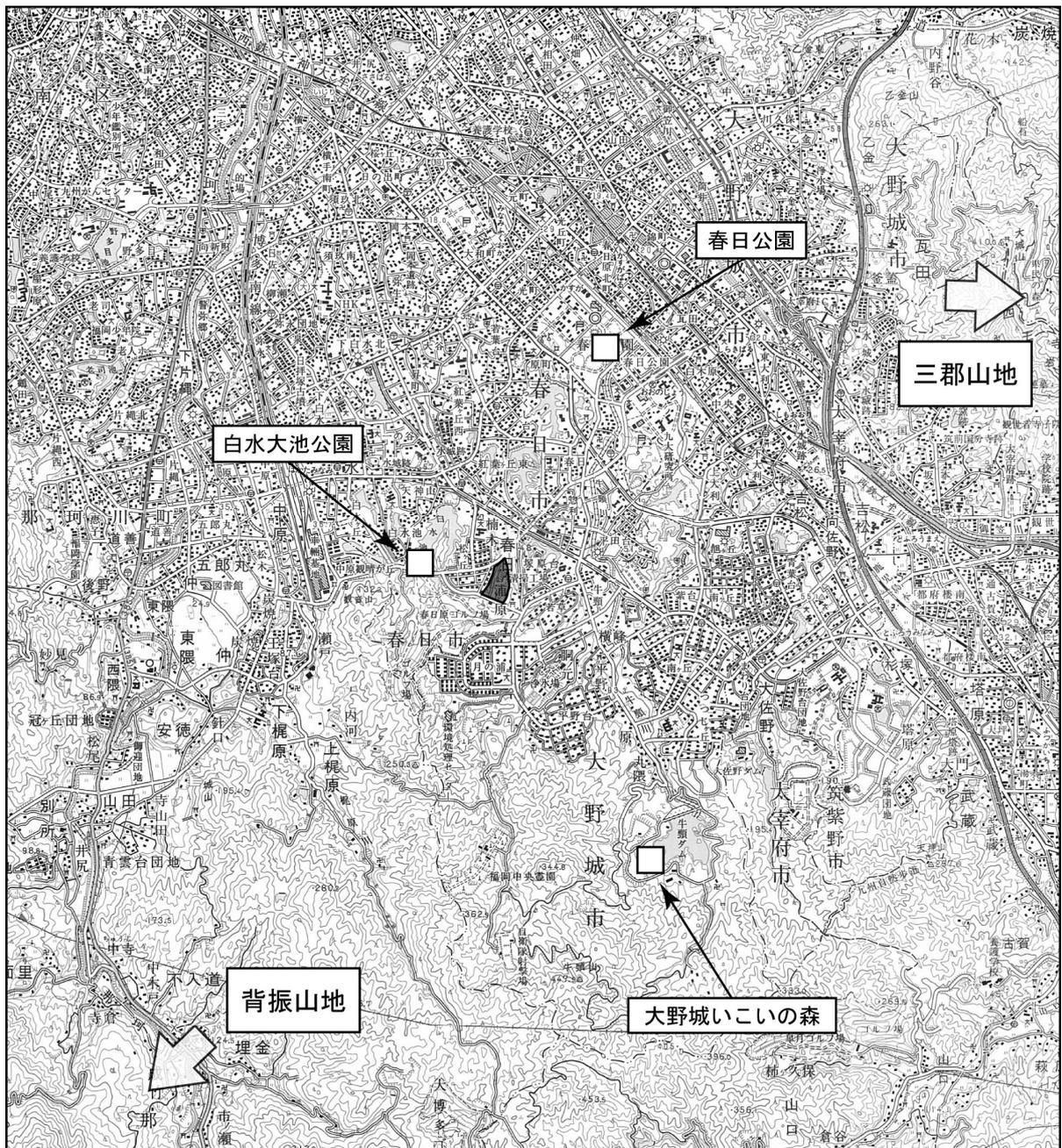
自然景観資源名	名 称
山地	背振山地
	三郡山地

出典：「日本の自然景観 九州版」(平成元年9月、環境庁)

表3-2 2 主要な眺望点

名 称	所 在 地
白水大池公園	福岡県春日市白水池1
春日公園	福岡県春日市原町3丁目
大野城いこいの森	福岡県大野城市牛頸481-1

出典：春日市の自然(春日市)、大野城市観光マップ(大野城市産業振興課)



凡例



事業実施区域



主要な眺望点



矢印方向に背振山地、三郡山地が位置することを示す。

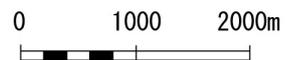


図3-18 主要な景観資源及び眺望点の分布

人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施区域周辺における人と自然との触れ合い活動の場は「春日市の自然」及び大野城市観光パンフレットによると、白水大池公園（総合公園）、春日公園（スポーツ公園）、大野城いこいの森（キャンプ場）がある。

白水大池公園は、白水池と周辺に残る赤松の群生林を加えた緑豊かな環境で構成されており、園内には噴水や展望台、多目的広場など数々の施設がある。利用状況は表3 -2 3のとおりである。

表3 -2 3 人と自然との触れ合い活動の場の利用者数

単位：人

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
白水大池公園 多目的広場	6,580	10,795	15,074	12,721	14,207
春日公園	-	-	280,799	345,197	316,958
大野城いこいの森 (キャンプ場)	20,717	18,051	21,719	20,506	20,486

注：春日公園の利用者数（平成 16 年度から統計）は、有料施設（庭球場、野球場、球技場）の合計を示す。

出典：1. 「平成 19 年版 春日市市勢統計書」（平成 19 年、春日市環境課）

2. 大野城いこいの森管理事務所集計による

3. 春日公園管理事務所集計による

(7) 文化財の状況

指定文化財の一覧は表3-24に示すとおりである。

事業実施区域周辺には北西約1.6km(春日市白水ヶ丘1-4)に県指定文化財「ウトグチ瓦窯跡」などがある。

表3-24 指定文化財の一覧

指定区分	国指定	県指定	市指定
特別史跡	小水城跡 水城跡 大野城跡		
史跡	日拝塚古墳 須玖岡本遺跡	ウトグチ瓦窯跡	赤井手古墳 竹ヶ本古墳 下白水大塚古墳 原遺跡 梅頭窯跡
有形文化財	銅銚鎔范 中広銅戈	竹田家所蔵文書 木造聖観音立像	王墓の上石 須玖岡本遺跡D地点出土銅鏡 銅矛 銅剣 金製垂飾付耳飾 漢式鏃 松添遺跡 後漢鏡 戦国式銅剣 天神ノ木遺跡 後漢鏡 鉄矛 貨布 人面墨書土器 三角縁神獣鏡 神免墨書土器 和銅六銘ヘラ書き須恵器 移動式竈 高原家所蔵文書 染原家所蔵文書
有形民俗文化財		博多人形祖型 筒井の井戸	土製狛犬 道標石 郡境界標 御笠の森 絵馬(夏越し 袂い祇園踊り)
無形民俗文化財	春日の婿押し		
天然記念物		春日の杜(樟) 住吉神社のナギの杜 春日神社のセンリョウ叢林	オオバヤドリギ えんじゅ 薬師の杜 御笠の森 センダンの木

出典：1.「春日市奴国の丘歴史資料館ホームページ」(平成20年、春日市)
2.「大野城市教育委員会ホームページ」(平成20年、大野城市)

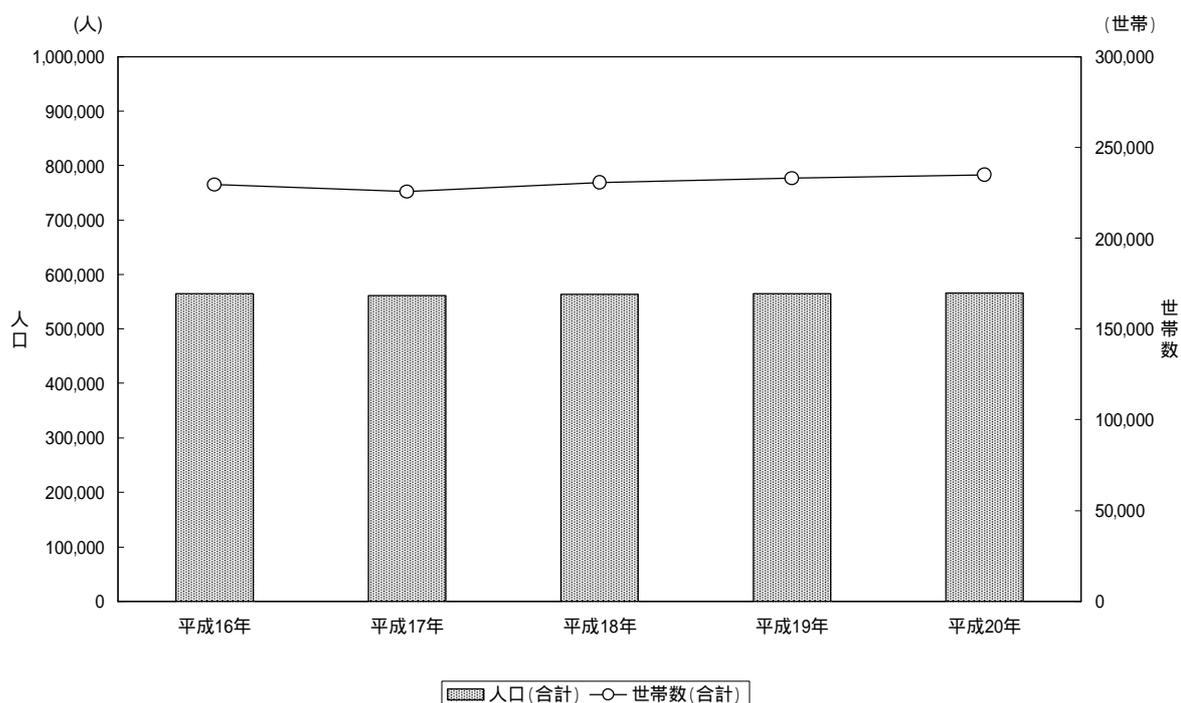
3 - 2 . 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

人口の状況

春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、福岡市南区（以下、4市1町という。）の人口と世帯数の過去5年間の推移は図3 - 1 9及び表3 - 2 5に示すとおりである。

平成20年10月1日現在の4市1町の総人口は566,150人、総世帯数は234,929世帯となっている。過去5年間の総人口及び総世帯数の推移によると、人口は横ばい、世帯数はわずかに増加する傾向を示している。



注：平成17年度は国勢調査の資料である。

出典：「ふくおかデータウェブ」（平成20年、福岡県ホームページ）

図3 - 1 9 人口と世帯数の推移

表3 - 2 5 人口と世帯数の推移（10月1日時点）

市町区	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
	人口	世帯数								
春日市	109,097	41,700	108,402	39,321	107,902	41,313	107,856	41,581	107,701	41,656
大野城市	93,103	35,579	92,748	35,138	93,503	35,918	93,925	36,427	94,215	36,843
太宰府市	67,471	25,843	67,087	25,448	67,826	26,034	68,495	26,483	68,826	26,890
那珂川町	47,076	16,476	46,972	16,236	47,337	16,618	48,187	17,113	48,325	17,432
福岡市南区	247,913	109,949	246,367	109,466	247,380	110,819	247,107	111,478	247,083	112,108
合計	564,660	229,547	561,576	225,609	563,948	230,702	565,570	233,082	566,150	234,929

出典：「ふくおかデータウェブ」（平成20年、福岡県ホームページ）

産業の状況

産業別従業者数は、表3-26に示すとおりである。

産業別従業者数は、各市町区とも第三次産業が最も多く73.5～80.6%、次に第二次産業が16.6～23.2%と多い。また、第一次産業は0.3～1.8%となっている。

表3-26 産業別従業者数(平成17年)

市町区 項目 分類	春日市		大野城市		太宰府市		那珂川町		福岡市南区		合計	
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)		
第一次産業	農業	138	0.3	185	0.4	170	0.6	403	1.8	414	0.4	1,310
	林業	4	0.0	3	0.0	1	0.0	7	0.0	4	0.0	19
	漁業水産養殖	3	0.0	1	0.0	2	0.0	3	0.0	13	0.0	22
	小計	145	0.3	189	0.4	173	0.6	413	1.8	431	0.4	1,351
第二次産業	鉱業	1	0.0	5	0.0	5	0.0	0	0.0	8	0.0	19
	建設業	5,298	10.5	4,491	10.4	2,816	9.4	3,494	15.6	11,534	10.0	27,633
	製造業	3,248	6.5	3,148	7.3	2,192	7.3	1,706	7.6	7,612	6.6	17,906
	小計	8,547	17.0	7,644	17.8	5,013	16.7	5,200	23.2	19,154	16.6	45,558
第三次産業	電気ガス水道	296	0.6	267	0.6	122	0.4	79	0.4	792	0.7	1,556
	情報通信業	1,721	3.4	1,464	3.4	838	2.8	595	2.7	4,767	4.1	9,385
	運輸業	2,555	5.1	2,396	5.6	1,647	5.5	1,390	6.2	5,295	4.6	13,283
	卸売・小売	12,084	24.1	11,130	25.9	7,428	24.8	5,139	22.9	27,694	24.0	63,475
	金融・保険業	1,592	3.2	1,338	3.1	986	3.3	524	2.3	4,100	3.5	8,540
	不動産業	1,016	2.0	778	1.8	494	1.6	306	1.4	2,974	2.6	5,568
	飲食店・宿泊業	2,408	4.8	1,927	4.5	1,621	5.4	1,083	4.8	7,288	6.3	14,327
	医療・福祉	4,336	8.6	3,518	8.2	2,605	8.7	1,886	8.4	10,788	9.3	23,133
	教育学習支援	2,309	4.6	2,056	4.8	1,791	6.0	806	3.6	5,245	4.5	12,207
	複合サービス業	370	0.7	346	0.8	267	0.9	209	0.9	838	0.7	2,030
	サービス業 (他に分類され ないもの)	8,178	16.3	7,190	16.7	5,231	17.5	3,756	16.8	20,395	17.7	44,750
	公務	3,378	6.7	1,750	4.1	1,117	3.7	713	3.2	2,255	2.0	9,213
	小計	40,243	80.1	34,160	79.5	24,147	80.6	16,486	73.5	92,431	80.0	207,467
分類不能の産業	1,310	2.6	1,001	2.3	623	2.1	320	1.4	3,531	3.1	6,785	
総数	50,245	100.0	42,994	100.0	29,956	100.0	22,419	100.0	115,547	100.0	261,161	

出典：「福岡県統計年鑑 平成19年度版」(平成19年3月、福岡県)

(2) 土地利用の状況

土地利用の現況

土地利用の状況は表3 -2 7に示すとおりであり、春日市、大野城市で土地利用の割合が最も多いのは宅地で51.5～76.8%である。また、大野城市では山林も35.8%とやや多くなっている。

事業実施区域周辺の土地利用の状況は図3 -2 0に示すとおりであり、市街化区域、市街化調整区域及び地域森林計画対象民有林となっている。

表3 -2 7 土地利用の状況（平成17年）

市町区		区分	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	計
春日市	面積(ha)		21.7	13.2	646.0	44.8	2.5	113.2	0.0	841.3
	構成比(%)		2.5	1.6	76.8	5.3	0.3	13.5	0.0	100.0
大野城市	面積(ha)		67.5	22.2	771.5	537.2	4.0	60.6	0.0	1499.0
	構成比(%)		4.5	1.5	51.5	35.8	0.3	4.0	0.0	100.0
太宰府市	面積(ha)		198.3	33.0	656.1	483.0	139.8	129.9	0.1	1640.2
	構成比(%)		12.1	2.0	40.0	29.4	8.5	7.9	0.0	100.0
那珂川町	面積(ha)		428.7	86.0	475.8	3183.4	58.1	331.4	0.0	4563.4
	構成比(%)		9.4	1.9	10.4	69.8	1.3	7.3	0.0	100.0
福岡市 南区	面積(ha)		69.5	20.0	1374.3	173.6	52.6	103.8	8.8	1802.6
	構成比(%)		3.9	1.1	76.2	9.6	2.9	5.8	0.5	100.0

注：その他は鉱泉地、池沼、牧場、塩田、軌道用地である。

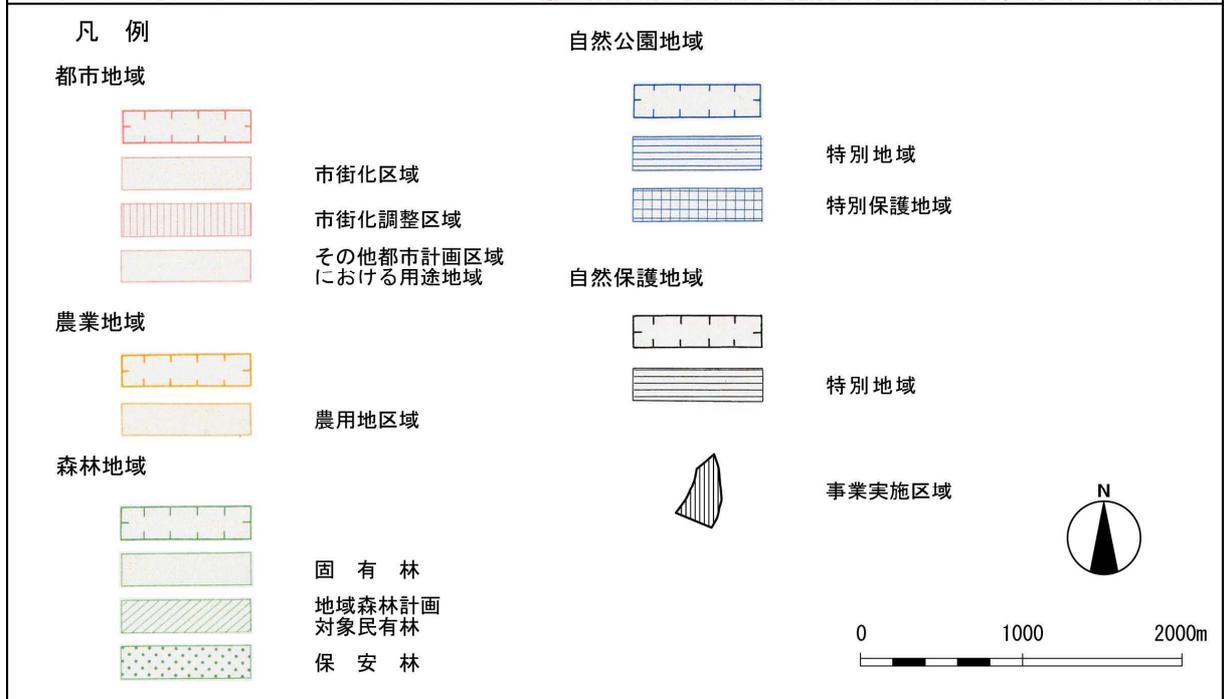
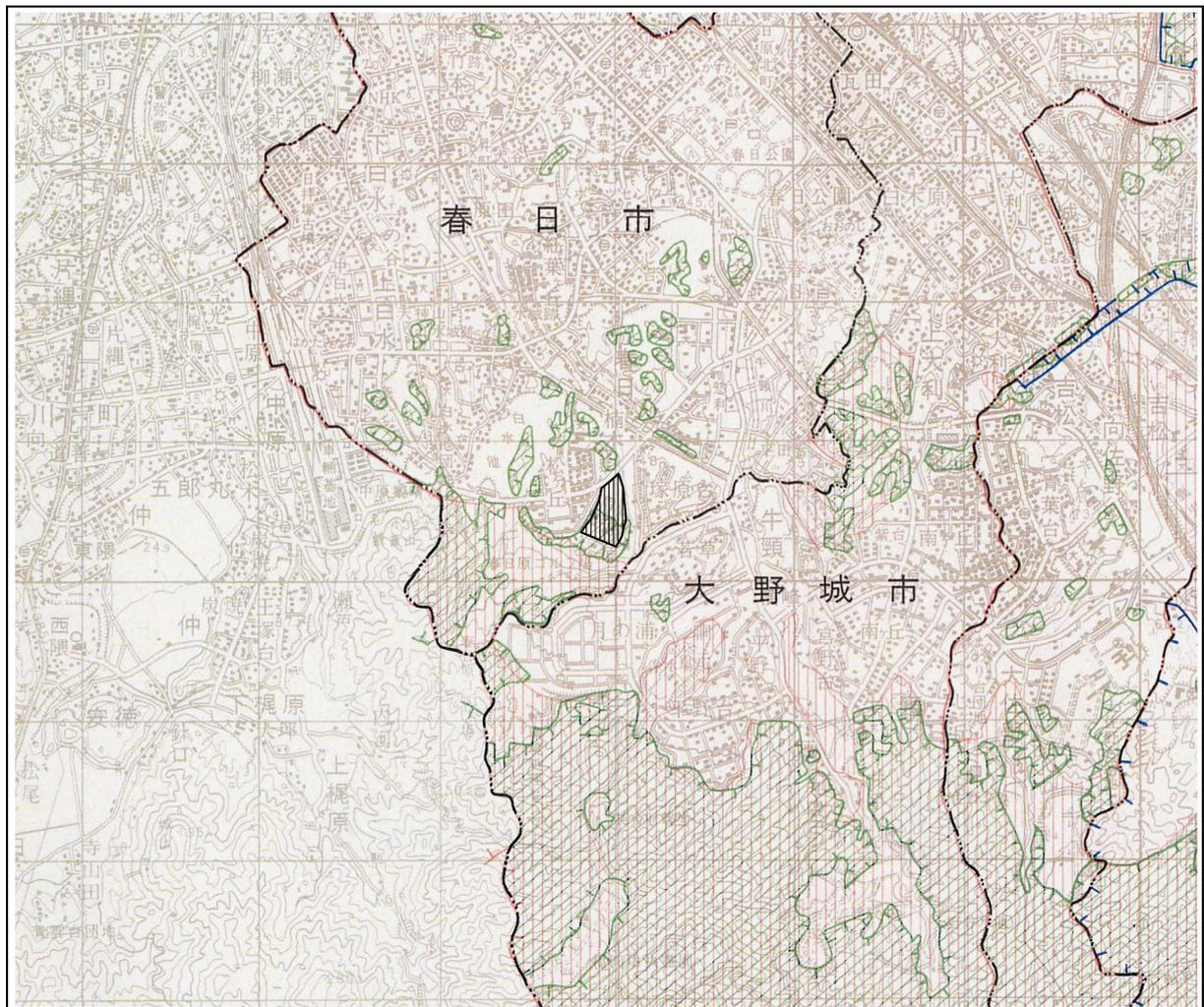
出典：「ふくおかデータウェブ」(平成20年、福岡県ホームページ)

「福岡市の統計情報」(平成20年、福岡市ホームページ)

土地利用計画の状況

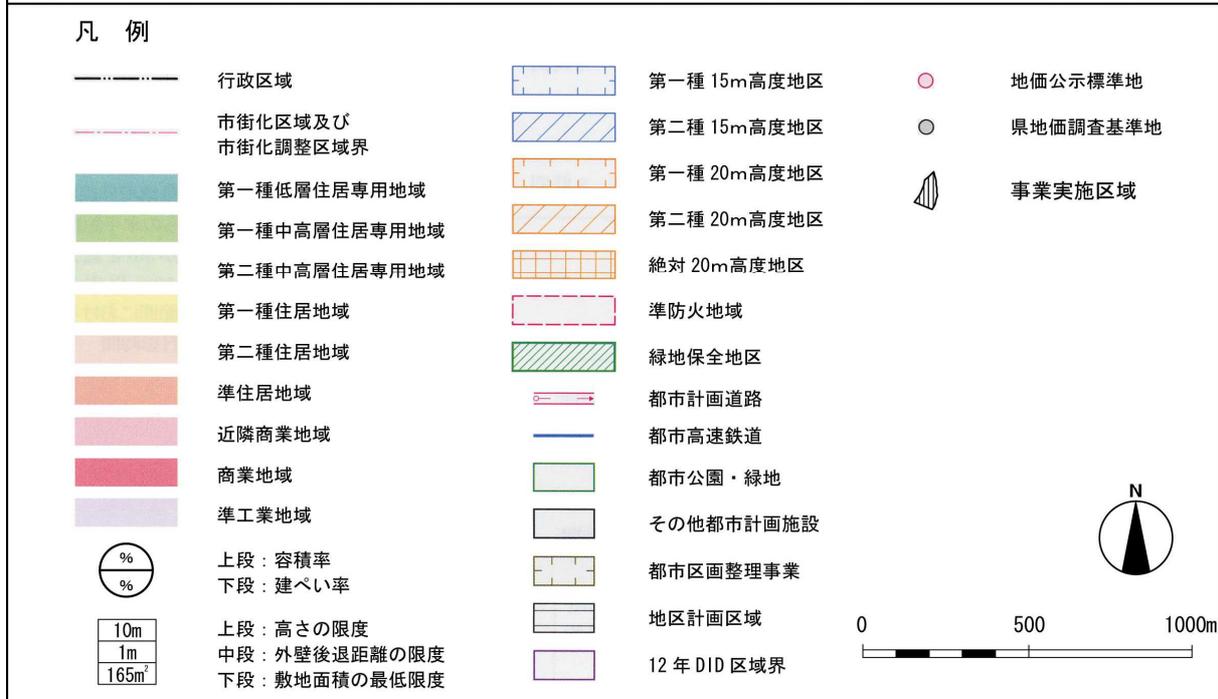
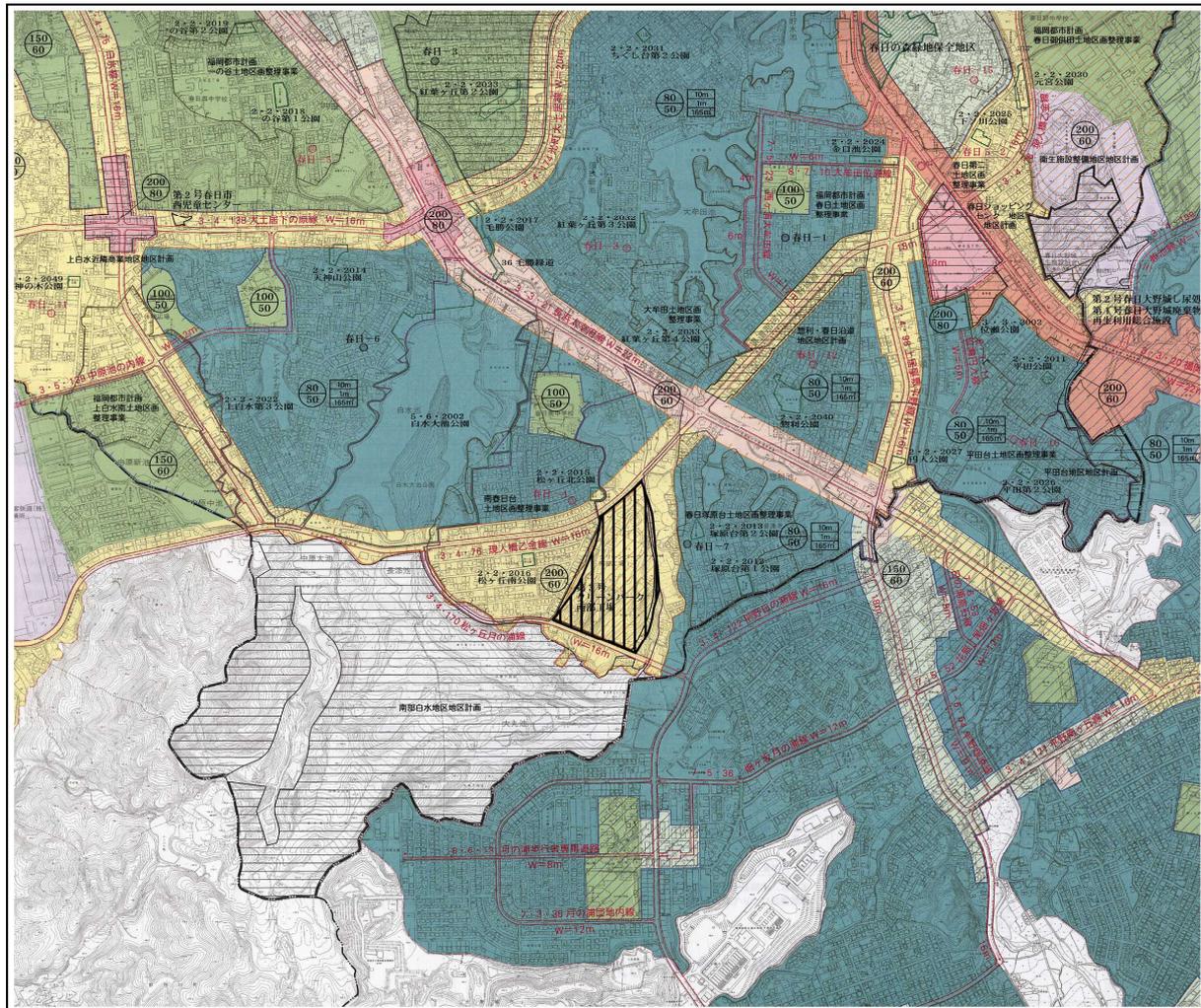
事業実施区域周辺の都市計画用途地域の指定状況は、図3 -2 1に示すとおりである。

事業実施区域周辺は、第一種低層住居専用地域や第一種住居地域となっている。



出典：「福岡県土地利用計画」(平成 13 年 3 月、福岡県)

図 3 - 2 0 土地利用図



出典：「春日市都市計画図」(平成19年2月、春日市)

図3 -2 1 用途地域の指定状況

(3) 河川及び湖沼の利用状況

河川及び湖沼の利用状況

事業実施区域周辺には図3-11に示したように御笠川水系の牛頸川や諸岡川がある。また、周辺には多くの溜池があり、かんがい用水の供給や洪水調整などに利用されている。

(4) 交通の状況

陸上交通

事業実施区域周辺の主要な道路は図3-22に示すとおりで、福岡市に直接連絡している県道31号(主要地方道)や事業実施区域の北側に面して東西方向に延びる県道580号(一般県道)また、事業実施区域の北側を南東-北西方向に延びる県道505号(一般県道)などがある。

事業実施区域周辺の主要な交通量の調査は図3-22に示す2地点で行われており、日交通量は表3-28に示すとおりである。

事業実施区域周辺の鉄道としては、九州旅客鉄道(株)の鹿児島本線及び博多南線、西日本鉄道(株)の西鉄天神大牟田線があり、主要な駅における鉄道の利用状況は、表3-29に示すとおりである。

表3-28 主要な道路の日交通量の状況

(単位：台/24h)

道路種別	道路名	平成17年	
		平日	休日
一般県道	那珂川大野城線(県道580号)	13,863	13,761
一般県道	板付牛頸筑紫野線(県道505号)	27,189	24,838

出典：「平成17年度道路交通センサス 一般交通量調査(箇所別基本表)報告」(平成19年、福岡県)

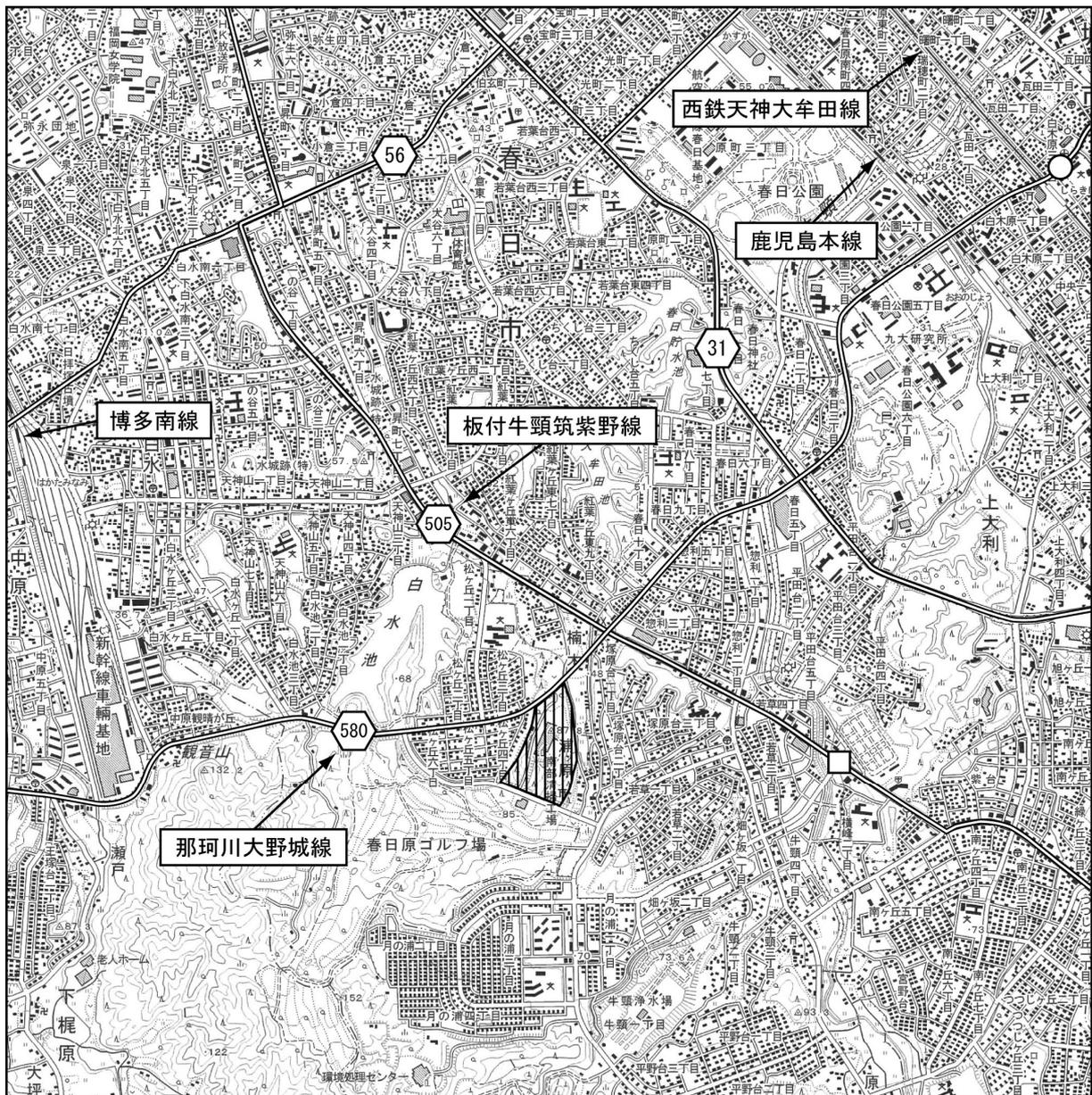
表3-29 鉄道の利用状況(平成17年度)

線名	駅名	乗降者数
鹿児島本線	春日	2,517,405
	大野城	4,076,685
博多南線	博多南	4,227,065
西鉄天神大牟田線	春日原	7,161,300
	白木原	3,227,330

注：白木原の値は乗車数のデータを2倍している。

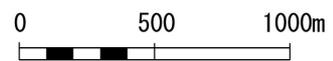
出典：1.「市勢統計書 平成19年版」(平成19年、春日市)

2.「大野城市ホームページ」(平成20年、大野城市)



凡例

-  事業実施区域
-  一般県道 那珂川大野城線センサス地点
-  一般県道 板付牛頭筑紫野センサス地点



出典：「平成 17 年度 道路交通センサス 一般交通量調査（箇所別基本表）報告書」（平成 19 年、福岡県）

図 3 - 2 2 主要な陸上交通の経路

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、病院及び社会福祉施設等の配置の状況

事業実施区域周辺の学校、病院及び社会福祉施設等の配置状況は図3 -2 3 に示すとおりである。

住宅の配置の概況

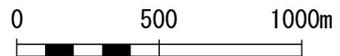
事業実施区域には、図3 -2 4 に示すような人口集中地区が隣接している。なお人口集中地区とは、国勢調査において以下の3条件から設定された地区である。

平成12年（春日市）平成17年（大野城市）国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
市区町村内の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として1km²当たり4,000人以上）が隣接していること。
それらの地域の人口が、平成12年（春日市）平成17年（大野城市）国勢調査時に5,000人以上を有すること。



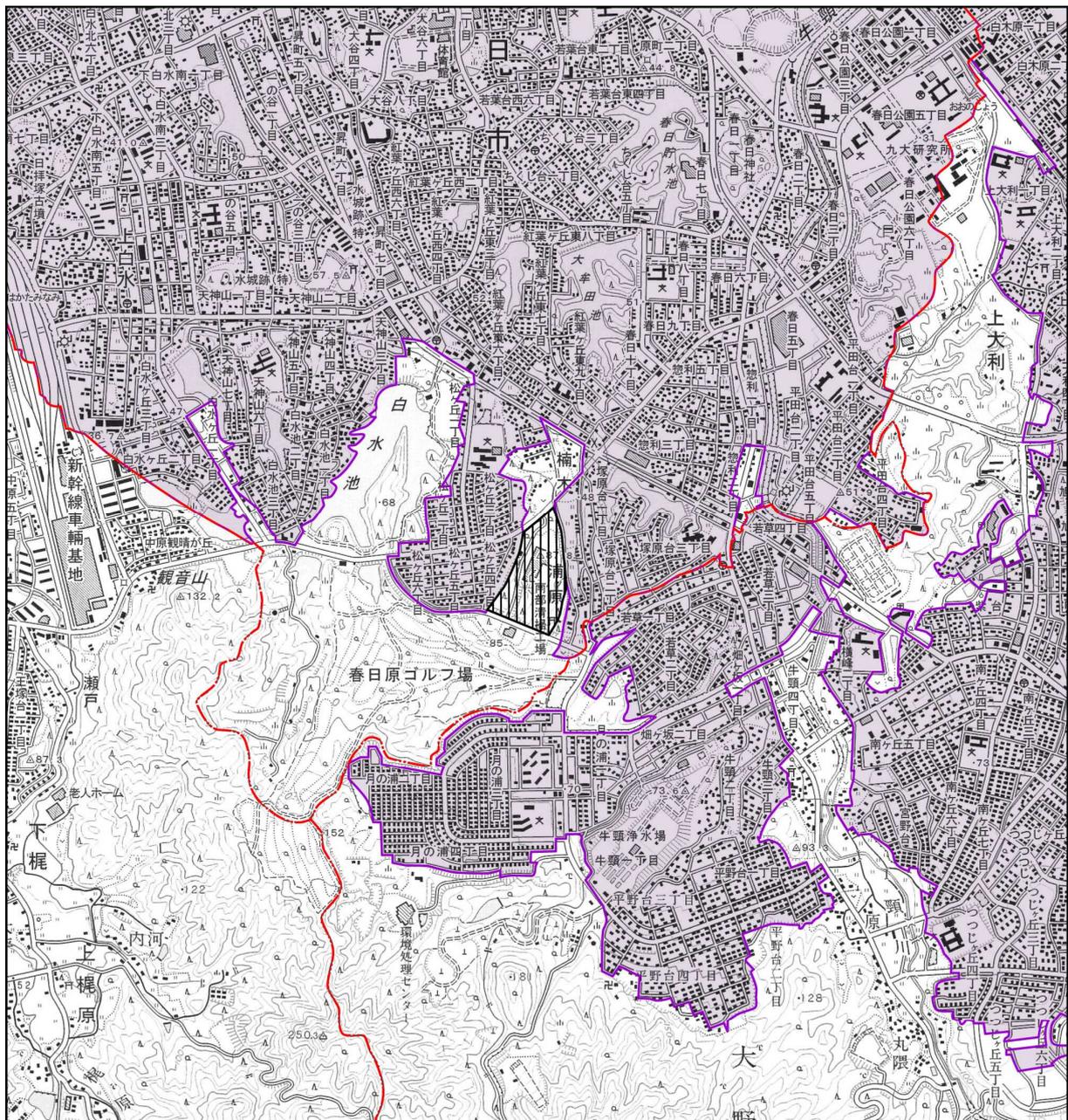
凡 例

-  事業実施区域
-  学校（小学校、中学校、高等学校）
-  病院（病院、診療所等）
-  社会福祉施設等



出典：1.「市勢統計書 平成 19 年版」（平成 19 年、春日市）
 2.「大野城 市民生活のしおり保存版 2008～2009」（平成 20 年、大野城市）等

図 3 -2 3 学校、病院及び社会福祉施設等の状況



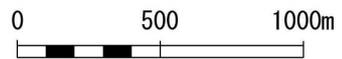
凡例



事業実施区域

市町村界

DID (人口集中地区) 区域界



注：DID 区域界は春日市は平成 12 年度、大野城市は平成 17 年度のデータである。

出典：1.「福岡市都市計画総括図（春日市）」（平成 19 年、春日市）

2.「福岡市都市計画総括図（大野城市）」（平成 20 年、大野城市）

図 3 -2 4 事業実施区域周辺の人口集中地区

(6) 上下水道の整備の状況

上水道の整備の状況

上水道の状況は表 3 -3 0 に示すとおりである。

表 3 -3 0 上水道の状況 (平成 17 年度末現在)

区分 \ 項目		箇所数	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
春日市	上水道	1	115,456	107,335	-
	簡易水道	-	-	-	-
	専用水道	6	120	-	-
	合計	7	115,576	107,335	99.2
大野城市	上水道	1	108,100	91,108	-
	簡易水道	-	-	-	-
	専用水道	6	260	283	-
	合計	7	108,360	91,391	97.6
太宰府市	上水道	1	65,200	52,057	-
	簡易水道	-	-	-	-
	専用水道	28	9,205	7,037	-
	合計	29	74,405	59,094	87.9
那珂川町	上水道	1	47,344	39,670	-
	簡易水道	-	-	-	-
	専用水道	2	1,500	10	-
	合計	3	48,844	39,680	84.8
福岡市	上水道	1	1,430,000	1,387,600	-
	簡易水道	1	260	215	-
	専用水道	121	11,806	3,257	-
	合計	123	1,442,066	1,391,072	99.3

注: 一般の需要に応じて水道により水を供給するもので計画給水人口 5001 人以上のものを上水道、101 ~ 5000 人のものを簡易水道という。また、101 人以上の寄宿舍・社宅等の住居者等に対して水を供給する自家用の水道を専用水道という。

出典: 「ふくおかデータウェブ」(平成 20 年、福岡県ホームページ)

下水道の整備の状況

下水道整備の状況は表3-31に示すとおりである。

表3-31 下水道の状況

(平成19年3月31日現在)

項目 市町	行政人口(人) A	処理人口(人) B	整備面積(ha)	普及率(%) B/A
春日市	108,920	108,920	1,322	100.0
大野城市	93,674	93,126	1,372	99.4
太宰府市	67,360	63,692	1,265	94.6
那珂川町	48,522	43,581	629	89.3
福岡市	1,363,841	1,356,000	16,542	99.4

出典:「平成19年版 環境白書」(平成19年、福岡県)

(7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

公害関係法令等

(ア)環境基準等

a)大気汚染

「環境基本法（平成5年、法律第91号）第16条に基づく大気の汚染に係る環境基準には、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、表3-32のとおり定められている。

表3-32 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとはオゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。	

出典：1. 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）

2. 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）

3. 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年、環境庁告示第4号）

b)騒音

「環境基本法」第16条に基づく騒音に係る環境基準は表3-33、航空機騒音に係る環境基準は表3-34のとおり定められている。

また、事業実施区域周辺における地域類型の指定状況は図3-25、航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめは、表3-35のとおりである。

表3 -3 3 騒音に係る環境基準

(1)道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌6:00）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2. Aを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とする。
 3. Bを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とする。
 4. Cを当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2)道路に面する地域

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3)幹線道路を担う道路に近接する空間に係る特例基準

昼間	夜間	備考
70デシベル以下	65デシベル以下	個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。

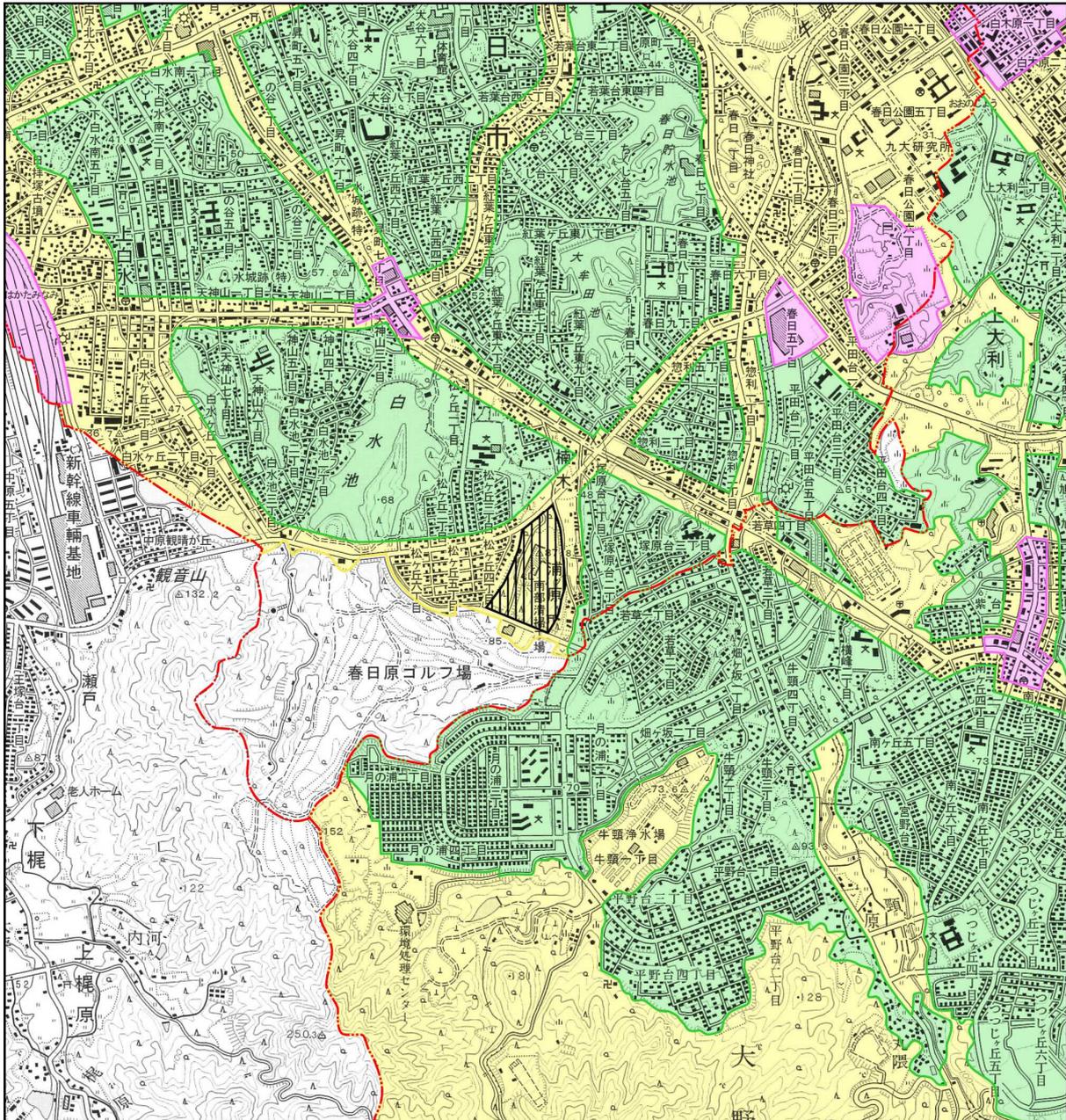
注：1. 幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
 2. 近接する空間とは以下の通りである。
 2車線以下の車線を有する道路の場合、道路端から15m
 2車線を越える車線を有する道路の場合、道路端から20m

(4)地域の類型ごとに当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A 類型	騒音規制法に基づく第1種区域（概ね第1種低層住居専用地域、第2種低層専用地域、第1種中高層専用地域、第2種中高層住居専用地域）
B 類型	騒音規制法に基づく第2種区域（概ね第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、市街化調整区域等）
C 類型	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域（概ね近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

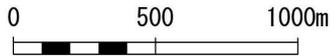
出典：1.「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

2.「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年、福岡県告示第633号）



凡例

-  事業実施区域
-  市町村界
-  A地域
-  B地域
-  C地域



出典：春日市、大野城市資料

図3 -2 5 騒音の環境基準に係る地域類型の指定状況

表 3 -3 4 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型		
基準値（単位：WECPNL）	70 以下	75 以下
備考： を当てはめる地域は専ら住居のように供される地域とし、 を当てはめる地域は 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。		

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第154号）

表 3 -3 5 航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ

地域の類型	当てはめ地域
	別表に掲げる区域のうち都市計画法に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域。
	別表に掲げる区域のうち類型 を当てはめた地域以外の地域。 ただし、都市計画法に規定する森林地域であって、かつ、都市計画法に規定する市街化調整区域以外の地域並びに河川法に規定する河川地域、海上、湖沼及び空港敷地または飛行場敷地である地域は除く。

（別表）

<p>1 福岡空港関係 福岡市（東区、博多区、中央区、南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町</p> <p>2 芦屋飛行場関係 北九州地区（八幡西区、若松区）、芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町</p> <p>3 築城飛行場関係 行橋市、豊前市、みやこ町、築上町</p>

出典：「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域」（平成 4 年、福岡県告示第 672 号）

c)水質汚濁

「環境基本法」第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があり、表3-36及び表3-37のとおり定められている。

表3-36 人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年、環境庁告示第59号)

表3-37 生活環境の保全に関する水質汚濁に係る環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水産1級、自然環境保 全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級、水産1級、水 浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級、水産2級及 びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5.0mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水道3級、工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5.0mg/L以上	-
D	工場用水2級、農業用 水及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2.0mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2.0mg/L以上	-

備考：1.基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）
2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）
注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3.水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上の人工湖）

(a)COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自 然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水産3級、工業用水1 級、農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	-

備考：1.基準値は、日間平均値とする。
2.水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3.水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
	水道3級（特殊なもの）及び 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg /L以下	0.1mg/L以下

備考：1.基準値は、年間平均値とする。
2.水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3.農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3.水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

d)地下水の水質汚濁

「環境基本法」第16条に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3-38のとおり定められている。

表3-38 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格 34.1 に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表7に掲げる方法

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年、環境庁告示第10号)

e) 土壌汚染

「環境基本法」第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表3-39のとおり定められている。

表3-39 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	0.01mg/L以下、農用地においては米1kgにつき1mg未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機磷	検出されないこと	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下、農用地(田に限る)においては土壌1kgにつき15mg未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る)において土壌1kgにつき125mg未満	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。
 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 4. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年、環境庁告示第46号)

f) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年、法律第105号)第7条の規定に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年、環境庁告示第68号)は、表3-40のとおり定められている。

表3-40 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		
注：1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 2. 水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 3. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。		

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年、環境庁告示第68号)

(イ) 規制基準等

a) 大気汚染

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)に基づいて、ばい煙発生施設の規模に応じた硫酸化物の排出基準が定められており、春日市、大野城市のK値は17.5となっている。また、廃棄物焼却炉から大気中に排出されるダイオキシン類、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物の基準は、それぞれ表3-41、表3-42、表3-43及び表3-44のとおり定められている。

表3-41 廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度に係る排出基準

焼却能力	新設 (H9.12.1~)	既設 (H14.12.1~)
4t/時以上	0.1 ng-TEQ/ m ³ _N	1 ng-TEQ/ m ³ _N
2t/時以上 4t/時未満	1 ng-TEQ/ m ³ _N	5 ng-TEQ/ m ³ _N
2t/時未満	5 ng-TEQ/ m ³ _N	10 ng-TEQ/ m ³ _N

注：1. 廃棄物焼却炉(火床面積が0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上のもの)に係る排出基準である。
2. 網掛けは当該地域の基準を示す。

出典：「平成19年 環境白書」(平成19年12月、福岡県)

表3 -4 2 廃棄物焼却施設における排ガス中のばいじんに係る基準

施設名	焼却能力 (kg/時)	排出基準値 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	4,000 以上	0.04
	2,000 以上 4,000 未満	0.08
	2,000 未満	0.15

注：1. 廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m² 以上又は焼却能力が 200kg/時以上のもの）に係る排出基準である。
2. 網掛けは当該地域の基準を示す。

表3 -4 3 廃棄物焼却施設における排ガス中の塩化水素に係る基準

施設名	排出基準値 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	700

注：廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m² 以上又は焼却能力が 200kg/時以上のもの）に係る排出基準である。

表3 -4 4 廃棄物焼却施設における排ガス中の窒素酸化物に係る基準

施設名	排出ガス量 (万 m ³ N /時)	排出基準値 (ppm)
廃棄物焼却炉 (浮遊回転燃焼方式により焼却を行う連続炉)	-	450
廃棄物焼却炉 (ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却する連続炉)	4 未満	700
上記以外の廃棄物焼却炉	連続炉	-
	連続炉以外	4 以上

注：1. 廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m² 以上又は焼却能力が 200kg/時以上のもの）に係る排出基準である。
2. 網掛けは当該地域の基準を示す。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年、厚生省・通商産業省令第 1 号）

b)騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成十四年 福岡県条例第七十九号)に基づいて、特定工場等において発生する騒音の規制基準(表3-45)、特定建設作業に係る騒音規制基準(表3-46)、自動車騒音の要請限度(表3-47)が定められている。

表3-45 特定工場等に係る騒音の規制基準

(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8~19時)	朝(6~8時) 夕(19~23時)	夜 間 (23~6時)
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	50
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65

注:1. 規制基準は工場・事業場の敷地の境界線における値。

2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ以下のように規定する。

(1)第1種区域:別添図面において緑色で着色した区域

(2)第2種区域:別添図面において黄色で着色した区域

(3)第3種区域:別添図面において桃色で着色した区域

(4)第4種区域:別添図面において青色で着色した区域

ただし、別添図面は福岡県及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。

3. 事業実施区域周辺での指定状況は図3-26に示すとおりである。

4. 網掛けは当該地域の基準を示す。

出典:1.「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・通商産業省・運輸省告示第1号)

2.「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域の規制基準」(昭和61年、福岡県告示第1713号)

表3 -4 6 特定建設作業騒音の規制基準（騒音規制法）

特定建設作業の種類	基準値	規制基準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等を使用する作業	85デシベル	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
備考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。	原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。		

注：1. 「1号区域」とは、指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の地域

2. 「2号区域」とは、指定地域のうち、「1号区域」以外の地域

出典：1. 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

2. 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1に規定する区域の指定」（昭和61年、福岡県告示第1714号）

表3 -4 7 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注：幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から15m、2車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。

(1) a 区域：騒音規制法に基づく第1種区域

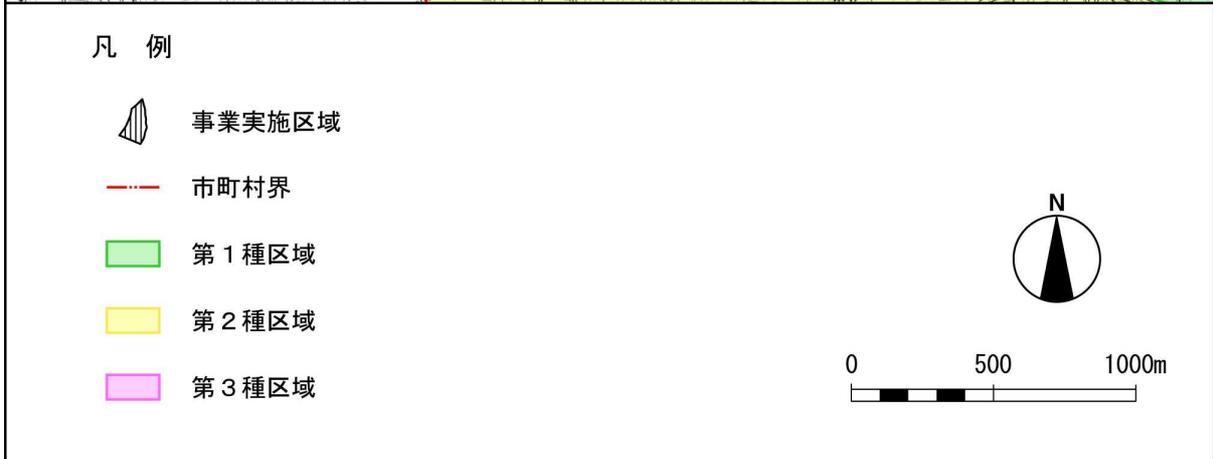
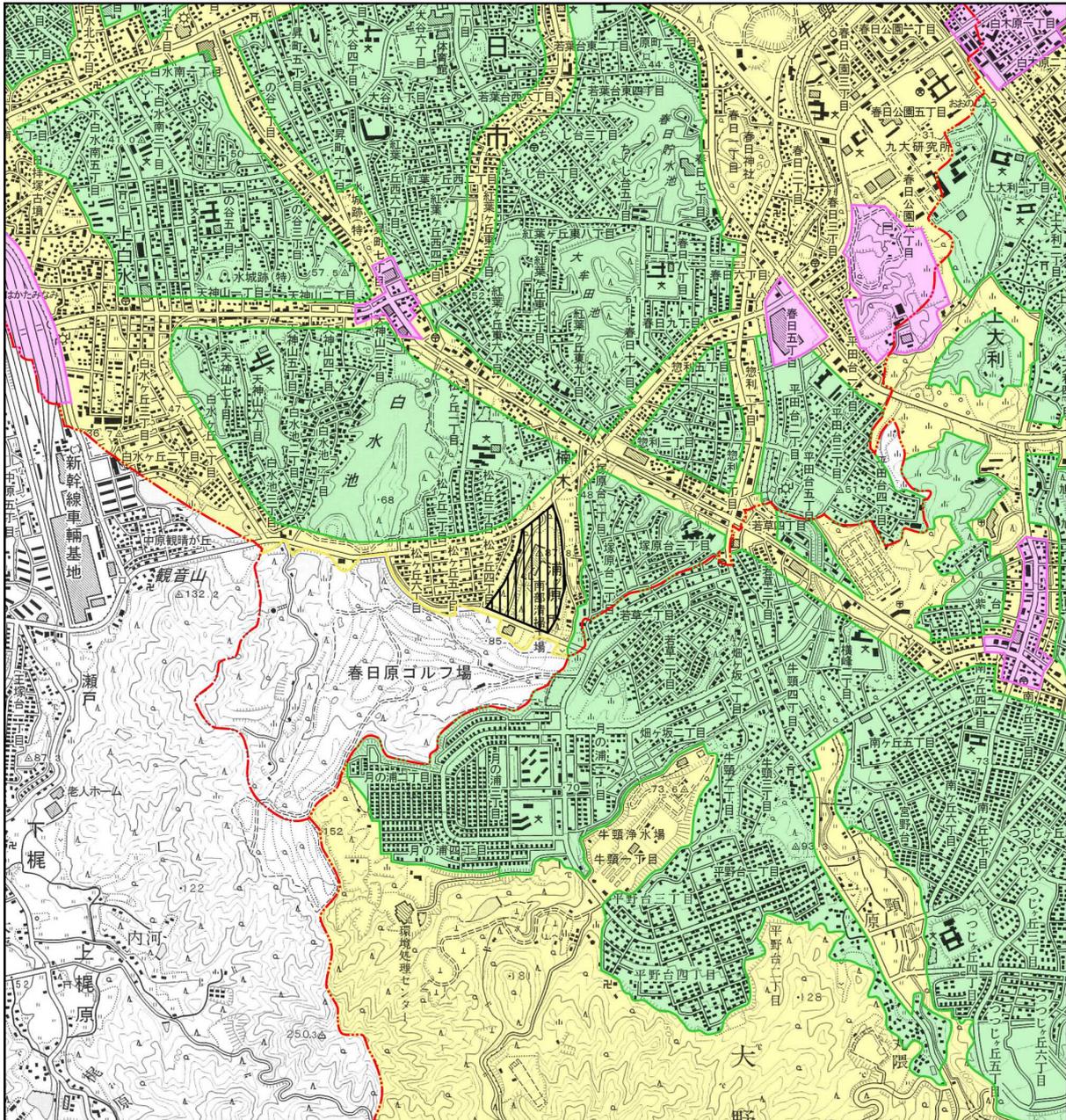
(2) b 区域：騒音規制法に基づく第2種区域

(3) c 区域：騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

区域の区分は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

出典：1. 「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年、総理府令第15号）

2. 「指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域」（平成12年、福岡県告示第586号）



出典：春日市、大野城市資料

図3-26 騒音規制法に基づく地域の指定状況

c)振動

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づいて、特定工場等において発生する振動の規制基準(表3-48)、特定建設作業に係る振動規制基準(表3-49)、道路交通振動の要請限度(表3-50)が定められている。

表3-48 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間(8~19時)	夜間(19~8時)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

- 注：1. 規制基準は工場・事業場の敷地の境界線における値。
 2. 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ以下のように規定する。
 (1)第1種区域：別添図面において緑色で着色した区域
 (2)第2種区域：別添図面において黄色及び桃色で着色した区域
 ただし、別添図面は福岡県及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。
 3. 事業実施区域周辺での指定状況は図3-27に示すとおりである。
 4. 網掛けは当該地域の基準を示す。

出典：1. 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和55年環境庁告示第90号)
 2. 「振動規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域の規制基準」(昭和61年、福岡県告示第1717号)

表3-49 特定建設作業振動の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規制基準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機を使用する作業 鋼球を使用して破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業	75デシベル	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
備考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。

注：1. 「1号区域」とは、振動規制法の指定地域のうち第1種区域(別添図面において緑色で着色した区域)、第2種区域(別添図面において黄色で着色した区域)及び、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80mの区域内。

2. 「2号区域」とは、「1号区域」以外の地域

出典：1. 「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)

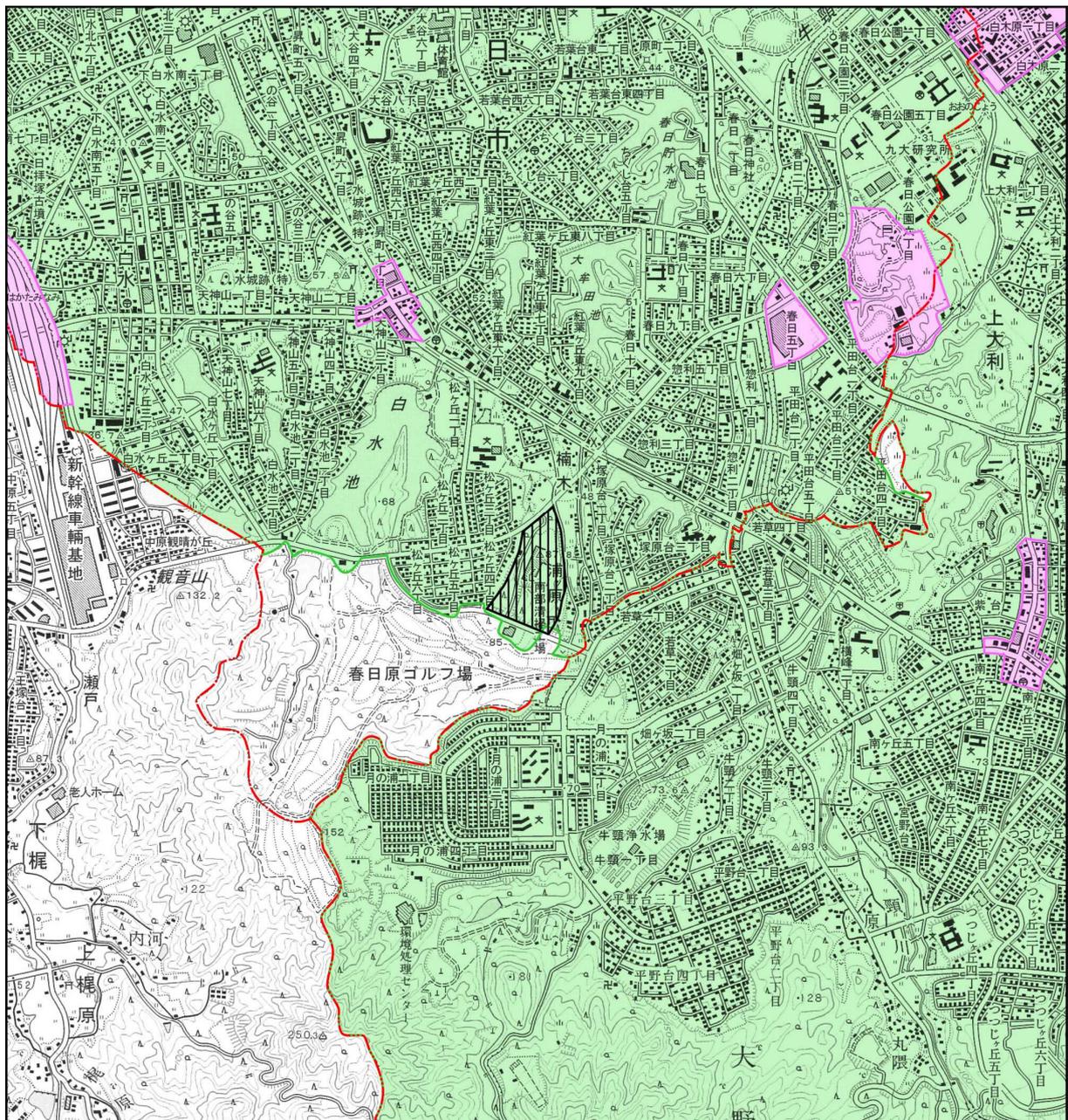
2. 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規程する区域の指定」(昭和61年、福岡県告示第1718号)

表 3 -5 0 自動車交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間（8～19時）	夜間（19～8時）
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

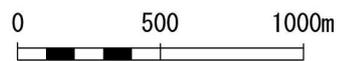
出典：1. 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）

2. 「自動車交通振動に係る区域の区分及び時間の区分」（昭和 61 年、福岡県告示第 1719 号）



凡例

-  事業実施区域
-  市町村界
-  第1種区域
-  第2種区域



出典：春日市、大野城市資料

図3-27 振動規制法に基づく地域の指定状況

d) 悪臭

「平成 19 年版 環境白書」(平成 19 年 12 月、福岡県)によると「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく規制地域及び規制内容は表 3 -5 1 及び表 3 -5 2 に示すとおりである。

事業実施区域周辺(春日市、大野城市)は、臭気指数 12 で規制されている。

表 3 -5 1 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制内容

規制方法	市町村名	規制内容
臭気指数規制	八女市、筑後市、行橋市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、みやま市、篠栗町、須恵町、粕屋町、遠賀町、小竹町、桂川町、立花町、大任町	全域臭気指数12で規制
	朝倉市、苅田町	A区域及びB区域に分けて規制 (A区域は臭気指数12、B区域は臭気指数15)
物質濃度規制	直方市、水巻町	A区域とB区域に分けて物質ごとに規制
	上記以外42市町村	全域A区域として物質ごとに規制

注：臭気指数とはにおいを感じなくなった希釈倍数(臭気濃度)の対数を 10 倍した数値で臭いの強さ(臭気指数 = $10 \times \log\{\text{臭気濃度}\}$)を表す。臭気指数 12 の臭気濃度は約 16 である。

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(平成 14 年、福岡県告示第 473 号)

表 3 -5 2 特定悪臭物質の規制基準

(単位：ppm)

悪臭物質	A区域	B区域
アンモニア	1.0	2.0
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレリルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレリルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4.0
酢酸エチル	3.0	7.0
メチルイソブチルケトン	1.0	3.0
トルエン	10.0	30.0
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1.0	2.0
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典：1. 「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年、総理府令第 39 号)

2. 「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(平成 14 年、福岡県告示第 473 号)

e)水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づく排水基準は、表3-53に示すとおり定められている。また、「下水道法」(昭和33年法律第79号)及び「春日市下水道条例」(条例第22号)に基づく排除基準は表3-54に示すとおりである。

表3-53(1) 水質汚濁防止法による排水基準

<有害物質>			
有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	四塩化炭素	0.02 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チウラム	0.06 mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
有害物質の種類	許容限度		
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	ほう素	10mg/L
	海域に排出されるもの	ほう素	230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	ふっ素	8mg/L
	海域に排出されるもの	ふっ素	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの及び亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg		

注：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により、排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49年12月1日)の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

3. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る許容限度は、アンモニア性窒素の0.4を乗じたもの及び亜硝酸性窒素並びに硝酸性窒素の和で表記したものとする。

4. セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定基準が適用される業種等がある。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年、総理府令第35号)

表3 -5 3 (2) 水質汚濁防止法による排水基準

<生活環境項目>

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上、8.6以下、海域に排出されるもの5.0 以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量	160 mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質	200 mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60mg/L）
磷含有量	16 mg/L（日間平均 8mg/L）
<p>「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>窒素及び磷の含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼、海域、及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年、総理府令第35号）

表 3 -5 4 下水排除基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
シアン化合物	1mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	有機燐化合物	1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	シマジン	0.03 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	フェノール類	5 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L	銅及びその化合物	3 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 mg/L	亜鉛及びその化合物	2 mg/L
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	クロム及びその化合物	2 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	水素イオン濃度 (pH)	5 ~ 9
ジクロロメタン	0.2 mg/L	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	浮遊物質 (SS)	600 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	ノルマルヘキサン (鉱油類)	5 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L	抽出物質有量 (動植物油脂類)	60 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	温度	45
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	よう素消費量	220 mg/L

注：各項目は日平均排水量 50m³/日以上の特定事業場の排除基準である。

出典：1. 「下水道法施行令」(昭和 34 年、政令第 147 号)

2. 「春日市下水道条例」(昭和 52 年、春日市)

自然関係法令等

事業実施区域は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区に指定されていない。また、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国定公園、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林指定地域、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域のいずれにも該当しない。

(8) その他必要と認める事項

公害の苦情件数

関係 4 市 1 町における公害の苦情件数は表 3 -5 5 に示すように合計 463 件である。

表 3 -5 5 公害に関する苦情の件数(平成 18 年度)

項目 市県	典型 7 公害								典型 7 公害以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
春日市	11	5	0	8	1	0	10	35	48	83
大野城市	41	4	2	12	0	0	5	64	25	89
太宰府市	42	14	0	18	0	0	13	87	73	160
那珂川町	7	3	0	3	0	0	1	14	4	18
福岡市	50	11	1	32	1	0	16	111	2	113

出典：関係 4 市 1 町へのヒアリングによる。

廃棄物等の再利用・処分・施設の状況

(ア) 処分等の状況

関係 4 市 1 町における一般廃棄物のごみ処理の状況は表 3 -5 6 に示すとおりである。

表 3 -5 6 ごみ処理の状況 (平成 18 年度)

市、町、区	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町	福岡市
項目					
ごみ排出量(t)	33,334	30,494	22,908	19,361	669,939
計画収集量	29,552	26,488	20,664	17,902	525,937
直接搬入量	3,782	4,006	2,244	1,459	144,002
自家処理量	-	-	-	-	-
ごみ処理量(t)	33,334	30,494	22,908	19,362	670,340
直接焼却	31,120	28,156	20,573	17,713	582,338
直接埋立	-	-	-	-	40,777
ごみ堆肥化施設	-	-	-	77	6,201
粗大ごみ処理施設	1,106	1,088	1,901	-	29,355
資源化等施設	1,054	859	124	1,572	11,627
直接資源化	54	391	310	-	42
その他	0	0	0	0	0
最終処分量(t)	4,960	4,344	3,389	2,831	139,535
直接埋立	-	-	-	-	40,777
焼却残渣	4,476	3,867	2,870	2,311	83,374
処理残渣	484	477	519	520	15,384
資源化総量(t)	1,730	1,861	1,494	966	24,646
集団回収量(t)	5,509	5,958	3,299	-	44,691
最終処分率(%)	12.8	11.9	12.9	14.6	13.8
リサイクル率(%)	18.6	21.5	18.3	5.0	9.7

注：1. 最終処分率 = (焼却残渣 + 処理残渣) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

2. リサイクル率 = (資源化総量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

3. 「-」は行われていない事を示す。

出典：「福岡県における一般廃棄物処理の現況 平成 18 年度版」(福岡県環境部)

(イ)施設の状況

関係4市1町における廃棄物等の処理施設は表3-57に示すとおりである。

表3-57 廃棄物等の処理施設

種 類	設置者 / 施設名	処理能力等	
ごみ処理施設	焼却施設	大野城太宰府環境施設組合 / 大野城環境処理センター	処理能力：90t/日×3炉、全連続式
		株式会社福岡クリーンエナジー / 株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	処理能力：300t/日×3炉、全連続式
		福岡市 / 西部工場	処理能力：250t/日×3炉、全連続式
		福岡市 / 南部工場	処理能力：300t/日×2炉、全連続式
		福岡市 / 臨海工場	処理能力：300t/日×3炉、全連続式
		福岡市 / 玄界島焼却場	処理能力：2t/日×1炉、固定バッチ式
	粗大ごみ処理施設	春日大野城衛生施設組合 / 春日大野城リサイクルプラザ	処理能力：45t/日、破砕
		太宰府市 / 環境美化センター	処理能力：21t/日、併用
		福岡市 / 西部工場粗大ごみ処理施設	処理能力：50t/日、破砕
		福岡市 / 南部工場粗大ごみ処理施設	処理能力：100t/日、破砕
		福岡市 / 東部資源化センター	処理能力：100t/日、併用
		福岡市 / 西部資源化センター	処理能力：200t/日、破砕
	最終処分場	福岡市 / 臨海工場粗大ごみ処理施設	処理能力：50t/日、破砕
春日大野城衛生施設組合 / 最終処分場		埋立地面積：7,900m ² 、全体容量：38,900m ³	
太宰府市 / 埋立処理地		埋立地面積：7,000m ² 、全体容量：42,500m ³	
大野城太宰府環境施設組合 / 環境処理センター		埋立地面積：5,479m ² 、全体容量：32,000m ³	
福岡市 / 東部（伏谷埋立場）		埋立地面積：225,000m ² 、全体容量：3,740,000t	
福岡市 / 西部（中田埋立場）	埋立地面積：180,000m ² 、全体容量：2,380,000t		

注：ごみ処理施設は平成19年10月1日現在、最終処分場は平成19年3月31日現在の数値を示す。

出典：「平成19年版 環境白書」（平成19年12月、福岡県）の一部を抜粋

現在は旧炉中